

令和7年度

新潟県公立高等学校
入学者選抜要項

新潟県教育委員会
新潟市教育委員会

令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜事務日程

12月			3月		
・12月1日(日)～ システムでの志願情報の登録開始(特色化選抜、一般選抜、海外帰国生徒等特別選抜、通信制の課程の入学者選抜)			1 土		
1月			2 日		
・1月14日(火)～ ※ 県外からの出願申請受付 (2月5日(水)まで)			3 月	※ 県外からの出願申請(2次募集用)受付開始 ※ 海外帰国生徒等特別選抜出願申請(2次募集用)受付開始	
・1月14日(火)～ ※ 海外帰国生徒等特別選抜出願申請受付 (2月5日(水)まで)			4 火		
31 金	<input type="checkbox"/> 特色化選抜出願受付開始 特別措置実施申請書(特色化選抜用)受付開始		5 水	一般選抜・海外帰国生徒等特別選抜学力検査等の本検査(定時制の課程では学校独自検査も実施)	
2月			6 木	一般選抜学校独自検査の本検査(実施校) 特別措置実施申請書(追検査用)受付開始	
1 土			7 金	一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願締切 16:00まで 特別措置実施申請書(追検査用)締切 16:00まで	
2 日			8 土		
3 月			9 日		
4 火	<input type="checkbox"/> 特色化選抜出願締切 11:00まで 特別措置実施申請書(特色化選抜用)締切 11:00まで		10 月	一般選抜・海外帰国生徒等特別選抜学力検査等の追検査(定時制の課程では学校独自検査も実施)(実施校)	
5 水	※ 県外からの出願申請締切 ※ 海外帰国生徒等特別選抜出願申請締切		11 火	一般選抜学校独自検査の追検査(実施校) 学校独自検査(追検査)における欠席理由書締切 16:00まで	
6 木			12 水		
7 金			13 木	合格者の発表 午後 システムでの志願情報の登録開始(2次募集(海外帰国生徒等特別選抜含む))	
8 土			14 金	2次募集を実施する学校・学科の発表 14:00 ※ 県外からの出願申請(2次募集用)締切 正午まで ※ 海外帰国生徒等特別選抜出願申請(2次募集用)締切 正午まで ※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付締切 正午まで	
9 日			15 土		
10 月	特色化選抜面接等実施日		16 日		
11 火	建国記念の日		17 月	<input type="checkbox"/> 2次募集(海外帰国生徒等特別選抜含む)出願受付開始 特別措置実施申請書(2次募集用)受付開始	
12 水	特色化選抜における欠席理由書締切 16:00まで		18 火	<input type="checkbox"/> 2次募集(海外帰国生徒等特別選抜含む)出願締切 正午まで 特別措置実施申請書(2次募集用)締切 正午まで ※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付締切 正午まで	
13 木	特色化選抜結果通知 10:00		19 水	2次募集(海外帰国生徒等特別選抜含む)学力検査等実施日 2次募集における欠席理由書締切 16:00まで	
14 金			20 木	春分の日	
15 土			21 金	2次募集合格者の発表	
16 日			22 土		
17 月	<input type="checkbox"/> 一般選抜・海外帰国生徒等特別選抜出願受付開始 特別措置実施申請書(一般選抜用)受付開始 通信制の課程の出願受付開始(4月2日まで)		23 日		
18 火			24 月		
19 水	<input type="checkbox"/> 一般選抜・海外帰国生徒等特別選抜出願締切 11:00まで システムでの志願変更先の登録開始 特色化選抜入学確約締切 正午まで		25 火		
20 木			26 水		
21 金			27 木		
22 土			28 金		
23 日	天皇誕生日		29 土		
24 月	振替休日		30 日		
25 火	<input type="checkbox"/> 志願変更受付開始 ※ 転勤等による県外からの出願申請受付開始		31 月		
26 水	※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付開始		4月		
27 木	<input type="checkbox"/> 志願変更受付締切 11:00まで 特別措置実施申請書(一般選抜用)締切 11:00まで		・ 4月2日(水) 通信制の課程の出願受付締切 16:00まで ・ 4月9日(水)まで 通信制の課程の合格者の発表		
28 金	※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付締切 正午まで ※ 転勤等による県外からの出願申請締切 正午まで				

特色化選抜に係る事務日程については、斜体で記載する。

*が付された申請等の提出先は、新潟県立高等学校の場合には新潟県教育委員会とし、新潟市立高等学校の場合には新潟市教育委員会とする。

目 次

令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜事務日程

令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項

I 基本方針	-----	1
II 特色化選抜	-----	3
第1 対象高等学校及び募集人数(3)	第2 出願資格(3)	
第3 出願(3)		
第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(5)		
第5 自己申告書(5)	第6 面接等(5)	
第7 入学者の選抜方法(5)	第8 結果の通知及び合格者の発表等(6)	
III 一般選抜	-----	7
第1 対象高等学校及び募集人数(7)	第2 出願資格(8)	
第3 出願(8)	第4 県外中学校からの出願(9)	
第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願(10)		
第6 志願変更(10)		
第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(11)		
第8 自己申告書(11)	第9 佐渡航路欠航による受検会場の変更(12)	
第10 学力検査(本検査)(12)	第11 学校独自検査(本検査)(13)	
第12 受検上の留意事項(14)	第13 入学者の選抜方法(14)	
第14 合格者の発表等(15)	第15 追検査(16)	
IV 欠員補充のための2次募集	-----	18
第1 対象高等学校及び募集人数(18)	第2 出願資格(18)	
第3 出願(19)	第4 県外中学校からの出願(19)	
第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願(19)		
第6 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(20)		
第7 自己申告書(20)	第8 佐渡航路欠航による受検会場の変更(20)	
第9 学力検査等(20)	第10 受検上の留意事項(21)	
第11 入学者の選抜方法(21)	第12 合格者の発表等(21)	
V 海外帰国生徒等特別選抜	-----	22
第1 対象高等学校及び募集人数(22)	第2 出願資格(22)	
第3 出願資格の審査(22)	第4 出願(23)	
第5 県外中学校からの出願(24)		
第6 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願(24)		
第7 志願変更(24)		
第8 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(24)		
第9 自己申告書(24)	第10 佐渡航路欠航による受検会場の変更(25)	
第11 学力検査等(25)	第12 受検上の留意事項(26)	
第13 入学者の選抜方法(26)	第14 合格者の発表等(26)	

VI 通信制の課程の入学者選抜	-----	28
第1 対象高等学校及び募集人数(28)	-----	
第3 出願(28)	-----	
第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(29)	-----	
第5 自己申告書(29)	-----	
第7 合格者の発表(30)	-----	
第2 出願資格(28)	-----	
第6 入学者の選抜方法(30)	-----	
第8 その他(30)	-----	
VII そ の 他	-----	31
第1 県外の公立高等学校への出願(31)	-----	
第2 その他(31)	-----	

様式編 その1 (特色化選抜及び一般選抜等に志願する者に必要な関係書類)

様式1 調査書	-----	32
---------	-------	----

様式編 その2 (特色化選抜に志願する者に必要な関係書類)

様式特1 特色化選抜推薦書	-----	38
様式特2 特色化選抜受検票	-----	42
様式特3 特色化選抜における欠席理由書	-----	43
様式特4 特色化選抜合格内定通知書	-----	44

様式編 その3 (一般選抜等に志願する者及び当該高等学校に必要な関係書類)

様式2 全日制及び定時制の課程の受検票	-----	46
様式2-② 海外帰国生徒等特別選抜受検票	-----	47
様式3 総合得点表	-----	48
様式4 入学者選抜における特別措置実施申請書	-----	49
様式5 自己申告書	-----	50
様式6 佐渡航路欠航による受検会場変更届	-----	51
様式7 一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願	-----	52
様式8 学校独自検査(追検査)における欠席理由書	-----	53
様式9 欠員補充のための2次募集における欠席理由書	-----	54
様式10 身元引受人依頼・承諾書	-----	55
様式10-② 身元引受人依頼・承諾書(海外帰国生徒等特別選抜用)	-----	56

(付表1) 学科の一覧表 ----- 58

(付表2) 新潟県公立高等学校所在地一覧 ----- 60

令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項

I 基本方針

新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校における入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法によって厳正に行うとともに、中学校における教育の推進に資するよう、次により実施する。

第1 入学者の選抜方法等

- 1 入学者の選抜は、次の(1)～(5)により行うものとする。
 - (1) 特色化選抜
 - (2) 一般選抜(本検査、追検査)
 - (3) 欠員補充のための2次募集
 - (4) 海外帰国生徒等特別選抜
 - (5) 通信制の課程の入学者選抜
- 2 学力検査及び学校独自検査の問題は、平成29年に公示された中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)を基準として、中学校教育の実情を勘案して作成する。
- 3 入学者の選抜検査は、本校・分校のいずれかにおいて実施する。
- 4 出願は、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長、中学校に準ずる学校の長又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を実施する学校(学校教育法施行規則第95条第2号、以下、「在外教育施設」という。)の長(以下、「中学校長」という。)を通じて行うことを原則とする。

第2 アドミッション・ポリシー

各学校のアドミッション・ポリシー(入学者の受入に関する方針)については、別に定めたとおりである。

第3 募集人数

新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の募集人数は、別に公示する。

第4 通学区域

新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の通学区域は、県内一円とする。

第5 特色化選抜

- 1 特色化選抜を実施する学校、学科は別に公示する。
- 2 特色化選抜を実施する学校、学科は、令和7年2月10日(月)に面接を実施する。ただし、学校、学科(小学科がある場合は小学科、コースは小学科と同じ扱いとし、これらを合わせて、以下、「学科」という。)によっては、面接のほか必要な検査を実施することができる。
- 3 特色化選抜において、追検査は実施しない。
- 4 選抜は、「特色化選抜推薦書」、「調査書」、「面接の結果」及び面接以外の必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。

第6 一般選抜

- 1 全日制の課程、定時制の課程とも入学者選抜を実施するすべての学校、学科で実施する。
 - 2 学力検査の本検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校とともに、令和7年3月5日(水)に、同一問題によって全県一斉に実施する。ただし、全日制の課程の学力検査の検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とし、定時制の課程の学力検査の検査教科は、国語、数学、英語の3教科とする。
- なお、定時制の課程においては、令和7年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれ

ば3教科に代えて作文で受検することができる。

- 3 各学校は、志願者の能力、適性、関心・意欲等を多面的に評価する観点から、学校独自検査を実施することができる。学校独自検査の本検査は、令和7年3月6日(木)に実施する。ただし、定時制の課程においては、学力検査の本検査当日に実施する。
- 4 学力検査の追検査は、令和7年3月10日(月)に、本検査と異なる問題によって全県一斉に実施する。
- 5 学校独自検査の追検査は、令和7年3月11日(火)に、本検査と異なる問題等によって実施する。ただし、定時制の課程においては、学力検査の追検査当日に実施する。
- 6 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」及び学校独自検査を実施する学校、学科においては「学校独自検査の結果」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。

第7 欠員補充のための2次募集

- 1 全日制の課程、定時制の課程とともに、1人でも欠員が生じたすべての学校、学科で実施する。
- 2 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、令和7年3月19日(水)に、同一問題によって全県一斉に実施する。学力検査の検査教科は、国語、数学、英語の3教科とし、ほかに面接を行う。ただし、学校、学科によっては、学力検査及び面接のほかに必要な検査を実施することができる。
なお、定時制の課程においては、令和7年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば3教科に代えて作文で受検することができる。
- 3 欠員補充のための2次募集において、追検査は実施しない。
- 4 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」及びその他必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。

第8 海外帰国生徒等特別選抜

- 1 一般選抜、欠員補充のための2次募集の検査日において、海外帰国生徒等特別選抜の志願者がある新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程で実施する。ただし、欠員補充のための2次募集の検査日に行う選抜は、一般選抜で欠員が生じている学校、学科で実施する。
- 2 海外帰国生徒等特別選抜の本検査及び追検査は、それぞれ一般選抜の本検査及び追検査の検査日に行実施する。
なお、欠員補充のための2次募集の検査日に行う選抜においては、追検査は実施しない。
- 3 学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び日本語による作文を実施する。ただし、学校、学科によっては、学力検査、面接及び日本語による作文のほかに必要な検査を実施することができる。
- 4 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」、「作文の結果」及びその他必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、一般選抜、欠員補充のための2次募集における選抜とは別に、各学校が総合的に審査して行う。

第9 通信制の課程の入学者選抜

- 1 新潟県立新潟翠江高等学校及び新潟県立高田南城高等学校の通信制の課程で実施する。
- 2 選抜は、中学校長が提出する出願書類及び面接の結果等を資料とし、各学校が総合的に審査して行う。

Ⅱ 特色化選抜

【事務日程】

事項	期日・期間	あて先	提出者等	参照頁
志願情報の登録	12月1日(日)～ 2月4日(火)午前11時	〈システム〉		4
出願、出願に必要な書類の受付	1月31日(金)午前9時～ 2月4日(火)午前11時	高等学校長 〈システム・紙面〉	中学校長	4
入学者選抜における特別措置 実施申請書受付	1月31日(金)午前9時～ 2月4日(火)午前11時	高等学校長 〈紙面〉	該当中学校長	5
面接等	2月10日(月)			5
特色化選抜における 欠席理由書	2月12日(水)午後4時まで	高等学校長 〈紙面〉	該当中学校長	5
特色化選抜結果通知	2月13日(木)午前10時	志願者・中学校長 〈システム〉	高等学校長	6
入学確認約	2月19日(水)正午まで	高等学校長 〈システム〉	中学校長	6
合格者の発表	3月13日(木)午後			6

第1 対象高等学校及び募集人数

- 特色化選抜の募集は、実施する学校、学科ごとに行う。
- 特色化選抜を実施する学校、学科及び募集人数は、別に公示する。

第2 出願資格

1 特色化選抜に出願することができる者は、次の(1)、(2)の条件をいずれも満たし、高等学校入学者も引き続き当該の活動を行う意志が明確であり、中学校長の推薦を得た者とする。

(1) 次のア～ウのいずれかに該当する者

- ア 令和7年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- イ 令和7年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 令和7年3月に在外教育施設を修了する見込みの者

なお、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下、「中学校」という。

(2) スポーツ活動、文化活動及び科学分野の活動等に秀でた実績（注）があり、各学校の特色ある教育の推進に中心的な役割を果たすことが期待される者

（注）秀でた実績とは、特色化選抜を実施する各学校が示す具体的な分野において、別に公示する出願時までの中学校在学中における実績要件に該当する活動をいう。

なお、出願のための該当実績は、校内外の活動を問わない。

- 出願資格における実績要件について不明な点がある場合、中学校長は新潟県教育庁高等学校教育課と協議すること。

第3 出願

- 出願は、1人につき、1校1学科とする。
- 出願は、新潟県公立学校ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」という。）における手続、及び書類の提出による。

3 出願に必要な書類は、「特色化選抜推薦書」(様式特1)及び「調査書」(様式1)とし、これらの書類は、新潟県教育委員会が中学校に配付する。特色化選抜における「調査書」については、第3学年の12月末までの成績等をもって作成する。

なお、音楽科の志願者は、「音楽科実技検査演奏曲目申告書」(様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。)も出願時に提出すること。

4 中学校長は、次の(1)、(2)により出願に当たるものとする。

(1) 校長を委員長とする「推薦委員会」を設け、特色化選抜の趣旨を踏まえて校内で審議を行い、志願者の決定に厳正を期する。

(2) 校内に「調査書作成委員会」を設け、調査書作成委員会内に「調査書点検係」を置き、「調査書」の作成に厳正を期するとともに、「調査書点検係」による点検済みの調査書を志願先高等学校長に提出する。

5 「特色化選抜推薦書」の提出に当たっては、推薦書中のそれぞれの大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等の項目において、本人が出場、発表、取得、実践したこと等を証明する次の(1)～(6)のいずれかの書類を添付すること(複数提出可)。

(1) 該当大会に出場した際の賞状の写し(A4判に縮小又は拡大し、原本証明のこと。)

(2) 志願者が該当大会に出場したことや強化指定選手等であることを証明する都道府県中学校体育連盟会長名又は都道府県のスポーツ協会(体育協会)加盟団体会長名による証明書(様式自由)

(3) 該当大会のプログラムにおいて、志願者の氏名が記載されているページの写し(表紙の写しも添付する。A4判に縮小又は拡大し、原本証明のこと。)

(4) コンクール等で受賞等した際の賞状の写しや、出品した研究作品等

(5) 検定試験等における合格証明書、若しくはスコア証明書の写し等(A4判に縮小又は拡大し、原本証明のこと。)

(6) 文化活動の「地域探究」及び「社会貢献」においては、中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績を示す資料、レポート等の写し(A4判に縮小又は拡大し、原本証明のこと。)

6 出願手続は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

(1) 志願者は、ウェブ出願システムにおいて、出願に必要な志願者等の情報及び志願先の学校・学科(以下、「志願情報」という。)を登録する。ただし、県外中学校を卒業又は修了(以下、「卒業」という。)する見込みの者は、志願者の写真(令和6年12月以降撮影のもの。写真的撮影は、ウェブ出願システムからも行うことができる。)も登録すること。志願情報の登録期間は、令和6年12月1日(日)から令和7年2月4日(火)午前11時までとする。

(2) 特色化選抜志願者は、入学考查料として2,200円を、クレジットカードによる電子決済、又はコンビニエンス・ストア等の現金自動預け払い機からの振込により納付する。

(3) 中学校長は、志願者が登録した志願情報に誤りがないことを確認した上で、ウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、志願先高等学校長への出願となる。出願期間は、令和7年1月31日(金)午前9時から2月4日(火)午前11時までとする。

(4) 中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類を志願先高等学校長に提出する。志願先高等学校に持参する場合は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。また、郵送する場合も、出願期間内に必着とし、志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。)を同封する。

7 受検票(様式特2)は、出願受付終了後に、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付する。

8 高等学校長は、「調査書」及びその他の書類等の記載事項について、事実に反する記載があった場合は、出願の受付及び合格を取り消すことができる。

第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

- 1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式4)に配慮を必要とする内容等を記入し、特色化選抜の出願期間内に、紙面により志願先高等学校長に申請する。
- 2 申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。
- 3 申請期間後に、特別な理由により別室受検等の措置を必要とする者が出了した場合は、中学校長が志願先高等学校長に直ちに連絡し、その指示を受けること。

第5 自己申告書

- 1 次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する者は、欠席が多い理由等を記載した「自己申告書」(様式5)を、出願期間内に高等学校長に提出することができる。
 - (1) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上の者
 - (2) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター(フリースクールを含む)への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上の者
- 2 「自己申告書」の提出の手続は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。
 - (1) 志願者は、中学校長に提出の希望を申し出て、「自己申告書」(様式5)を受け取り、必要事項を記入して、原本を作成する。
 - (2) 志願者は、原本の写し(コピー)をとる。なお、この写しは、一般選抜、欠員補充のための2次募集及び通信制の課程の入学者選抜において提出することができる。
 - (3) 志願者は、原本を厳封の上、封筒の表に「自己申告書在中」と朱書きするとともに、中学校名、志願者氏名を明記して、中学校長に提出する。
 - (4) 志願者から提出を受けた中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類とともに志願先高等学校長に提出する。提出については前記「第3 出願」の6(4)によること。

第6 面接等

- 1 高等学校長は、特色化選抜志願者に対して、個人面接を令和7年2月10日(月)に実施する。なお、実施時間割等については、各学校で別に定める。
- 2 高等学校長は、面接のほかに必要と認める検査を実施することができる。面接以外の検査を実施する学校、学科及び実施する検査の内容については、別に公示する。
- 3 詳細は、この要項及び新潟県教育委員会が別に指示するところにより、高等学校長が定める。

第7 入学者の選抜方法

- 1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 2 高等学校長は、「特色化選抜推薦書」、「調査書」、「面接の結果」を、面接以外の検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「当該検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。
- 3 本人に帰責されない身体・健康上の理由により、やむを得ず、面接等を受検できなかった志願者については、「特色化選抜における欠席理由書」(様式特3)を、令和7年2月12日(水)午後4時までに志願先高等学校長に提出した場合、「特色化選抜推薦書」、「調査書」を資料として、上記2による選抜の対象とする。

- 4 志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。
- 5 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会が別に高等学校長に指示する。

第8 結果の通知及び合格者の発表等

- 1 高等学校長は、令和7年2月13日(木)午前10時に、ウェブ出願システムにおいて、志願者及び当該中学校に特色化選抜の結果を通知する。なお、当該中学校は、「特色化選抜合格内定通知書」(様式特4)をウェブ出願システムから印刷することができる。
- 2 合格内定となった者は、ウェブ出願システムにおいて入学確認を行う。中学校長は、その内容を令和7年2月19日(水)正午までにウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、志願先高等学校長への提出となる。
- 3 高等学校長は、入学を確認した者について、令和7年3月13日(木)午後に、各高等学校において、一般選抜の合格者の発表と同時に、合格者として発表する。併せて、ウェブ出願システムにおいて、入学を確認した者及び中学校に、合格者となったことを通知する。
- 4 特色化選抜に出願し、合格内定となった者は、保護者の転勤等やむを得ない理由がある場合を除き、ほかの高等学校に出願することはできない。
- 5 特色化選抜の結果、合格内定とならなかった者は、特色化選抜で志願した学校、学科を含め、新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の一般選抜に出願することができる。この場合は、「新潟県公立高等学校入学者選抜要項」の定めるところにより、改めて一般選抜の出願手続を行うものとする。

III 一般選抜

【事務日程】

事 項	期 日 ・ 期 間	あて先	提出者等	参照頁
志願情報の登録	12月1日(日)～ 2月19日(水)午前11時	〈システム〉		9
県外からの出願申請受付	1月14日(火)～2月5日(水)	新潟県教育委員会 新潟市教育委員会 〈システム・紙面〉	県外の該当中学校長	9
出願、出願に必要な書類の受付	2月17日(月)午前9時～ 2月19日(水)午前11時	高等学校長 〈システム・紙面〉	中学校長	9
入学者選抜における特別措置実施申請書受付	2月17日(月)午前9時～ 2月27日(木)午前11時	高等学校長 〈紙面〉	該当中学校長	11
志願変更する者の志願先の登録	2月19日(水)午前11時～ 2月27日(木)午前11時	〈システム〉		10
志願変更	2月25日(火)午前9時～ 2月27日(木)午前11時	高等学校長 〈システム・紙面〉	中学校長	10
※1 転勤等による県外からの出願申請受付	2月25日(火)～ 2月28日(金)正午	高等学校長 〈システム・紙面〉	県外の該当中学校長	10
佐渡航路欠航による受検会場の変更申請受付	2月26日(水)～ 2月28日(金)正午	新潟、長岡、高田、佐渡 及び志願先高等学校長 ※2 高等学校教育課長 〈紙面〉	該当中学校長	12
学力検査の本検査	3月5日(水)			12
学校独自検査の本検査 (実施校)	3月6日(木) (定時制の課程3月5日(水))			13
一般選抜(本検査)における欠席理由書等	3月7日(金)午後4時まで	高等学校長 〈紙面〉	該当中学校長	16
入学者選抜における特別措置(追検査用)実施申請書受付 (新規申請者のみ)	3月6日(木)～ 3月7日(金)午後4時	高等学校長 〈紙面〉	該当中学校長	16
学力検査の追検査 (実施校)	3月10日(月)			17
学校独自検査の追検査 (実施校)	3月11日(火) (定時制の課程3月10日(月))			17
学校独自検査(追検査)における欠席理由書	3月11日(火)午後4時まで	高等学校長 〈紙面〉	該当中学校長	17
合 格 者 の 発 表	3月13日(木)午後			17

※1 出願期間に出願手続ができなかった県外からの志願者のみが対象。

※2 新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長とする。

第1 対象高等学校及び募集人数

1 一般選抜は、新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程において実施する。

- 2 一般選抜を実施する学校、学科については、別に公示する。
- 3 一般選抜の募集人数は、別に公示する募集人数から特色化選抜の合格内定者数を除いた人数とする。

第2 出願資格

一般選抜に出願することができる者は、高等学校等に在籍していない者で、次の1～4のいずれかに該当する者とする。

- 1 令和7年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- 2 令和7年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- 3 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。）
- 4 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

学校教育法施行規則

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

なお、「高等学校等」とは、高等学校（県内外及び国立・公立・私立を問わない。）、特別支援学校高等部、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程をいう。また、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下、「中学校」という。

第3 出願

- 1 出願は、1人につき、1校1学科とし、1校1学科には、特別支援学校高等部を含む。ただし、海外帰国生徒等特別選抜と兼ねて出願することはできない。
- 2 出願は、新潟県公立学校ウェブ出願システム(以下、「ウェブ出願システム」という。)における手続、及び書類の提出による。
- 3 出願に必要な書類は「調査書」(様式1)とし、この書類は、新潟県教育委員会が中学校に配付する。

なお、音楽科の志願者は、「音楽科実技検査演奏曲目申告書」(様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。)も出願時に提出すること。
- 4 中学校長は、校内に「調査書作成委員会」を設け、調査書作成委員会内に「調査書点検係」を置き、「調査書」の作成に厳正を期するとともに、「調査書点検係」による点検済みの調査書を志願先高等学校長に提出する。
- 5 単位制による定時制の課程に出願する者は、午前部又は夜間部に志望順位を付して出願することができる。なお、過年度の卒業生のうちで、定時制の課程に出願する者は、出願までに、必要な手続等について、当該高等学校に問い合わせること。

6 出願手続は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

- (1) 志願者は、ウェブ出願システムにおいて、出願に必要な志願者等の情報及び志願先の学校・学科(以下、「志願情報」という。)を登録する。志願情報の登録期間は、令和6年12月1日(日)から令和7年2月19日(水)午前11時までとする。
 - (2) 一般選抜志願者は、入学考查料として、全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円を、クレジットカードによる電子決済、又はコンビニエンス・ストア等の現金自動預け払い機からの振込により納付する。
 - (3) 中学校長は、志願者が登録した志願情報に誤りがないことを確認した上で、ウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、志願先高等学校長への出願となる。出願期間は、令和7年2月17日(月)午前9時から2月19日(水)午前11時までとする。
 - (4) 中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類を志願先高等学校長に提出する。志願先高等学校に持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。また、郵送する場合も、出願期間内に必着とし、志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。)を同封する。なお、分校志願者の出願に必要な書類の提出先は、本校とする。
- 7 受検票(様式2)は、志願変更の受付期間終了後に、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付する。
- 8 第2志望を認める学校、学科については、別に公示する。
- 9 高等学校長は、「調査書」及びその他の書類等の記載事項について、事実に反する記載があった場合は、出願の受付及び合格を取り消すことができる。

第4 県外中学校からの出願

※ 志願先が新潟市立高等学校の場合は、特に注釈のない限り、「新潟県」を「新潟市」と読み替える。

- 1 県外中学校から一般選抜に出願することができる者は、前記「第2 出願資格」を満たし、保護者(志願者に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)の転勤による一家転住等、正当と認められる特別な理由がある場合とする。
ただし、付表1※の「県外からの出願を認める学科」については、上記理由にかかわらず、次のア、イの条件を全て満たす場合、出願することができる。
ア 該当の学科に対する目的意識が強いこと
イ 親権を代行できる者が新潟県内に得られること
- 2 一般選抜における県外中学校からの出願手続等は、前記「第3 出願」のほか、次の(1)～(5)のとおり、志願予定者が、中学校長を通じて、あらかじめ新潟県教育委員会に新潟県立高等学校出願申請を行い、その承認を得なければならない。
 - (1) 一般選抜における新潟県立高等学校出願申請の受付期間は、令和7年1月14日(火)から2月5日(水)までとする。
 - (2) 申請に必要な書類は、保護者の勤務先の転勤見込証明書等、一家転住等を証明できる書類、又は住民票等の新潟県内(「新潟市」の読み替え不要)の居住地を証明する書類等のうちの1部とする。ただし、やむを得ない理由により、志願者が保護者とともに県内で居住する予定のない場合、「身元引受け人依頼・承諾書」(様式10)を提出する。

なお、期日までに書類を用意できない場合は、その事情について、中学校長が副申書(様式自由)を作成する。

- (3) 志願予定者は、ウェブ出願システムにおいて、新潟県立高等学校出願申請に必要な情報及び志願予定者の写真(令和6年12月以降撮影のもの。写真の撮影は、ウェブ出願システムからも行うことができる。)を登録する。また、申請に必要な書類を、中学校長に提出する。
- (4) 中学校長は、志願予定者が登録した情報に誤りがないことを確認した上で、ウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、新潟県教育委員会への申請となる。また、申請に必要な書類を、新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)あてに、上記(1)の期間内(必着)に郵送する。
- (5) 新潟県教育委員会は、新潟県立高等学校出願申請を審査した上、承認の可否を判断し、ウェブ出願システムにおいて、志願予定者及び中学校長に通知する。なお、承認された場合は、出願時にウェブ出願システムにおいて、志願先高等学校に承認済みであることが通知される。
- 3 保護者の転勤等、特別の理由により、出願期間に出願手続ができなかった者は、中学校長が、新潟県教育委員会に速やかに新潟県立高等学校出願申請を行い、その承認を得た上で、令和7年2月25日(火)から2月28日(金)正午までに出願手続を行う。出願に必要な書類の提出も、期間内に必着のこととし、志願先高等学校に持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願

- 1 在外教育施設(学校教育法施行規則第95条第2号)を卒業する見込みの者又は卒業した者の出願については、前記「第4 県外中学校からの出願」によること。
- 2 学校教育法施行規則第95条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する者の出願は、前記「第3 出願」によるが、事前に新潟県教育委員会(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が手続を行う必要がある。このため、志願者は出願期間の開始2週間前までを目途に、新潟県教育委員会(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)に問い合わせること。なお、出願に必要な書類は、「学業成績の証明書」(様式自由)若しくは「学業成績の証明書提出不能に関する証明書」(様式自由)又は「中学校卒業程度認定試験による認定証書」の写しとし、直接、志願先高等学校長に提出する。

第6 志願変更

- 1 出願期間の終了後、中学校長が適当と認めた者に限り、1回だけ志願変更を認める。ただし、第2志望のみの変更は認めない。
- 2 一般選抜の志願者が、志願変更で海外帰国生徒等特別選抜に志願することはできない。
- 3 志願変更の手続は、次の(1)~(4)のとおり行うこととする。
 - (1) 志願変更を希望する志願者に対して、中学校は、ウェブ出願システムにおいて、志願変更の許可を行う。このことにより、志願者は、志願変更が可能となる。
 - (2) 志願者は、ウェブ出願システムにおいて、変更する志願先を登録する。変更する志願先の登録期間は、令和7年2月19日(水)午前11時から2月27日(木)午前11時までとする。
 - (3) 中学校長は、志願者が登録した変更する志願先を、ウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、新たに志願する高等学校長への提出となる。志願変更期間は、令和7年2月25日(火)午前9時から2月27日(木)午前11時までとする。
 - (4) 中学校長は、志願変更期間内に、出願に必要な書類を志願先高等学校長に提出する。志願先高等学校に持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。また、

郵送する場合も、志願変更期間内に必着とし、志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。)を同封する。

- 4 県立の定時制の課程から県立の全日制の課程の高等学校へ、又は市立の定時制の課程から市立の全日制の課程の高等学校へ志願変更をする場合は、入学考查料の差額1,250円を改めて納付しなければならない。
- 5 上記4以外に県立学校間又は新潟市立学校間で志願変更をする場合は、入学考查料を改めて納付する必要はないが、県立高等学校から新潟市立高等学校へ、又は新潟市立高等学校から県立高等学校へ志願変更をする場合は、前記「第3 出願」の6(2)により、改めて入学考查料(全日制は2,200円、定時制は950円)を納付しなければならない。
なお、一旦納付した入学考查料は還付しないものとする。
- 6 異なる高等学校に志願変更をする場合、中学校長は、新たに作成した「調査書」を、新たに志願する高等学校長に提出する。なお、志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている「調査書」を中学校長に返還する必要はない。
- 7 同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合、中学校長は、「調査書」を改めて提出する必要はない。

第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

- 1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式4)に配慮を必要とする内容等を記入し、土曜日、日曜日、休日を除く、令和7年2月17日(月)午前9時から2月27日(木)午前11時までに、紙面により志願先高等学校長に申請する。
- 2 申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長(新潟市立高等学校長は、新潟市教育委員会学校支援課長)に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。
- 3 申請期間終了後に、特別な理由により別室受検の措置を必要とする者が出了した場合は、中学校長が志願先高等学校長に直ちに連絡し、その指示を受けること。

第8 自己申告書

- 1 次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する者は、欠席が多い理由等を記載した「自己申告書」(様式5)を、出願期間内に高等学校長に提出することができる。
 - (1) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上の者
 - (2) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター(フリースクールを含む)への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上の者
- 2 「自己申告書」の提出の手続は、次の(1)～(5)のとおり行うこととする。ただし、特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と同じ高等学校に出願する場合は、改めて提出する必要はない。
 - (1) 志願者は、中学校長に提出の希望を申し出て、「自己申告書」(様式5)を受け取り、必要事項を記入して、原本を作成する。
 - (2) 志願者は、原本の写し(コピー)をとる。なお、この写しは、欠員補充のための2次募集及び通信制の課程の入学者選抜において提出することができる。

- (3) 志願者は、原本を厳封の上、封筒の表に「自己申告書在中」と朱書きするとともに、中学校名、志願者氏名を明記して、中学校長に提出する。
- (4) 特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と異なる高等学校に出願する場合は、上記(1)、(2)の手続の必要はなく、(3)の原本は、すでに作成した「自己申告書」の写しに代えることができる。
- (5) 志願者から提出を受けた中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類とともに志願先高等学校長に提出する。提出については前記「第3 出願」の6(4)によること。
- 3 「自己申告書」を提出した者が志願変更をする場合は、次の(1)又は(2)のとおりとする。なお、志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている「自己申告書」を志願者に返還する必要はない。
- (1) 異なる高等学校に志願変更をし、「自己申告書」の提出を希望する志願者は、新たに志願する高等学校長に提出する必要がある。この場合の手続については、上記2(3)、(5)によるが、原本は、すでに作成した「自己申告書」の写しに代えることができる。ただし、提出については、前記「第6 志願変更」の3(4)によること。
- なお、特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と同じ高等学校に志願変更する場合、志願者は、改めて提出する必要はない。
- (2) 同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合、志願者は、「自己申告書」を改めて提出する必要はない。

第9 佐渡航路欠航による受検会場の変更

佐渡航路欠航のため、志願先高等学校で受検できないと予想される者がいる場合には、新潟県立新潟高等学校、新潟県立長岡高等学校、新潟県立高田高等学校又は新潟県立佐渡高等学校において学力検査及び学校独自検査を実施するので、中学校長は、あらかじめ「佐渡航路欠航による受検会場変更届」(様式6)を、紙面により新潟県教育委員会教育長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会教育長)及び上記該当受検会場校長並びに志願先高等学校長に届けておくものとする。これらの書類の受付期間は、令和7年2月26日(水)から2月28日(金)正午までとする。

第10 学力検査(本検査)

- 1 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和7年3月5日(水)、全県一斉に実施する。
- 2 学力検査の実施教科及び時間割は、次の(1)～(5)のとおりとする。
- (1) 全日制の課程の検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とする。

(2) 全日制の課程の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞き取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月5日(水)	9：15～ 9：30	受付
	9：30～ 9：55	受検上の注意・その他
	9：55～10：00	問題配付
	10：00～10：50	国語（50分）
	11：05～11：10	問題配付
	11：10～12：00	数学（50分）
	12：00～12：55	昼食・休憩
	12：55～13：00	問題配付
	13：00～13：50	英語（50分）
	14：05～14：10	問題配付
	14：10～15：00	社会（50分）
	15：15～15：20	問題配付
	15：20～16：10	理科（50分）

(3) 定時制の課程の検査教科は、国語、数学、英語の3教科とする。ただし、令和7年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検することができる。

(4) 定時制の課程の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞き取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月5日(水)	9：15～ 9：30	受付
	9：30～ 9：55	受検上の注意・その他
	9：55～10：00	問題配付
	10：00～10：50	国語（50分）
	11：05～11：10	問題配付
	11：10～12：00	数学（50分）
	12：00～12：55	昼食・休憩
	12：55～13：00	問題配付
	13：00～13：50	英語（50分）

(5) 作文で受検する者の実施時間割は、高等学校長が別に定める。

- 3 学力検査の配点は、各教科100点とする。ただし、全日制の課程の学校、学科によっては、指定する教科の配点をそれぞれほかの教科の2倍とする傾斜配点を実施する。傾斜配点を実施する学校、学科は、別に公示する。
- 4 学力検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

第11 学校独自検査(本検査)

- 1 学校独自検査を実施する学校、学科並びに実施内容、配点等については、別に公示する。
- 2 学校独自検査は、次の(1)～(6)のいずれかにより実施する。ただし、高等学校長は、学校、学科

により、複数の検査を選択して実施することができる。

- (1) 面接
- (2) PRシート
- (3) 実技検査
- (4) 課題作文
- (5) 答検査
- (6) その他の検査

3 学校独自検査の実施時間割等は、次の(1)～(4)のとおりとする。

- (1) 学校独自検査は、全日制の課程においては、令和7年3月6日(木)に実施する。定時制の課程においては、学力検査の本検査当日に実施する。
- (2) 学校独自検査の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。
- (3) 学校独自検査は、実施校が独自に作成した問題等により実施する。
- (4) 面接を行う学校、学科は、個人面接又は集団面接を実施する。

4 学校独自検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

第12 受検上の留意事項

1 学力検査において、受検者が検査室に持参するものは次の(1)～(6)のとおりである。

- (1) 受検票
- (2) 鉛筆またはシャープペンシル
- (3) 鉛筆けずり用具
- (4) 消しゴム
- (5) コンパス
- (6) 三角定規と直線定規のうち、どちらか1本のみ(分度器のついていないもの)

(注意) ア 腕時計は持参してもよいが、計算機能つき・地図つき・英単語機能つき・通信機能つきの腕時計等は持参しないこと。

イ 計算機能つき・地図つき・英単語機能つきの物品は持参しないこと。

ウ 携帯電話・スマートフォン等の通信機能つきの物品は持参しないこと。

エ 和歌・格言等が記されている鉛筆等は、持参しないこと。

なお、音楽科の実技検査において、ピアノ、マリンバ以外の楽器を選択する志願者は、原則として各自で演奏楽器を持参すること。

2 学力検査及び学校独自検査を欠席する場合は、中学校長を通じて、志願先高等学校長に連絡すること。

3 その他の留意事項については、学校、学科において実施する検査の内容により、高等学校長が別に定めた指示に従うこと。

第13 入学者の選抜方法

1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。

2 全日制の課程において、高等学校長は、次の(1)、(2)により入学者を選抜する。

(1) 高等学校長は、次のア又はイの方法で総合得点を算出し、「総合得点表」(様式3)を作成する。

ア 学校独自検査を実施しない学校、学科

(ア) 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計して「学習の記録の合計」とする。これを1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値bを学習の記録の換算点とする。

$$b = (\text{学習の記録の合計}) \div 135 \times 1000$$

(イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値cを学力検査の換算点とする。

$$c = (\text{学力検査の合計}) \div (\text{学力検査の満点}) \times 1000$$

(ウ) 次の値 a_1 を総合得点とする。

$$a_1 = \alpha \times b + \beta \times c$$

ただし、 (α, β) は調査書と学力検査の比重の置き方であり、(0.7, 0.3)、(0.6, 0.4)、(0.5, 0.5)、(0.4, 0.6)、(0.3, 0.7) のいずれかとする。また、値は小数第1位を四捨五入する。

なお、各学校が定めた調査書と学力検査の比重の置き方については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

イ 学校独自検査を実施する学校、学科

アと同様の方法で算出した得点 a_1 に、学校独自検査の得点 d (満点は100点、200点、300点、400点、500点のいずれか) を加えて、次の総合得点 a_2 を算出する。

$$a_2 = a_1 + d$$

なお、各学校が定めた学校独自検査の配点は、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

(2) 高等学校長は、上記(1)のア又はイで算出した「総合得点表」を主な資料とし、これに「各教科の学習の記録」以外の「調査書」記載事項を併せ、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。

3 定時制の課程において、高等学校長は、「調査書」、「3教科の学力検査の得点」を、学校独自検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「学校独自検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。ただし、令和7年4月1日現在で満20歳以上になる志願者のうち、希望により国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検した者については、「調査書」、「作文」及び「学校独自検査の結果」を資料とする。

4 志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。

5 次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者は、選抜の対象としない。

(1) 学力検査の全教科を欠席した者(追検査の受検者を除く。)

(2) 学校独自検査を正当な理由なく欠席した者

6 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。

第14 合格者の発表等

1 高等学校長は、令和7年3月13日(木)午後に、各学校において合格者を発表する。併せて、ウェブ出願システムにおいて、志願者及び中学校に選抜結果を通知する。

2 高等学校長は、当該高等学校を受検し、一般選抜において不合格となった者で、本人が受検票等を提示し、学力検査及び学校独自検査の結果の開示を口頭で請求した場合には、本人の学力検査における各教科の得点及び教科の合計得点並びに学校独自検査の得点を開示する。

なお、開示期間は合格発表の日から起算して1か月以内とする。ただし、土曜日、日曜日、休日を除く。

3 中学校長は、やむを得ない事情等により入学を辞退する者が出了場合には、直ちに当該高等学校長に電話で報告するとともに文書(様式自由)で報告すること。

第15 追検査

1 追検査の対象者

本人に帰責されない身体・健康上の理由により、やむを得ず、学力検査(本検査)の全教科又は学校独自検査(本検査)、あるいはその両方を欠席した者。

2 追検査の受検手続

(1) 中学校長は、追検査の受検を希望する者が出了場合には、志願先高等学校長に、次のア、イの期限までに、電話で報告する。

ア 学力検査の追検査及び定時制の課程における学校独自検査の追検査の受検希望については、令和7年3月5日(水)の午前10時まで

イ 全日制の課程における学校独自検査の追検査の受検希望については、令和7年3月6日(木)の午前10時まで

(2) 中学校長は、電話で追検査の受検希望を志願先高等学校長に報告後、「一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願」(様式7)に欠席する理由等を記入し、医師の診断書等、理由を証明する書類とともに、令和7年3月7日(金)の午後4時までに、志願先高等学校長に提出すること。

なお、理由を証明できる書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書(様式自由)を提出すること。

(3) 県外からの志願者が追検査の受検を希望する場合も、在籍する中学校長から志願先高等学校長へ電話での報告を原則とするが、中学校長からの電話での報告が難しい場合は、保護者が電話で報告することを可とする。ただし、この場合であっても、中学校長は上記(2)の措置をとること。

3 追検査実施の協議

追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、中学校長から報告された欠席事由等を、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)に報告し、追検査の受検について協議する。高等学校長は、協議の結果を、電話で中学校長に報告する。

4 追検査を実施する会場

志願先高等学校とする。

5 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

(1) 本検査において、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式4)を提出して承認を受け、受検上の措置を行うことが決まっている場合は、改めて受検上の措置申請をする必要はない。

(2) 新たに別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式4)に配慮を必要とする内容等を記入し、「一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願」(様式7)とともに、令和7年3月6日(木)から3月7日(金)午後4時までに志願先高等学校長に申請する。その他、受検上の措置申請については、前記「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」と同様とする。

6 佐渡航路欠航による受検会場の変更

本検査において、「佐渡航路欠航による受検会場変更届」(様式6)を申請している場合は、改めて受検会場変更届を申請する必要はない。

7 学力検査の追検査

- (1) 令和7年3月10日(月)に、学力検査の追検査を実施する学校において、一斉に実施する。
- (2) 学力検査の実施教科及び時間割等は、前記「第10 学力検査(本検査)」と同様とする。
- (3) 検査問題については、令和7年3月5日(水)に実施する学力検査の問題とは異なる問題とする。

8 学校独自検査の追検査

- (1) 令和7年3月11日(火)に、学校独自検査の追検査を実施する学校において実施する。ただし、定時制の課程においては、学力検査の追検査当日に、学校独自検査の追検査を実施する。
- (2) 学校独自検査の実施時間割等は、前記「第11 学校独自検査(本検査)」と同様とする。
- (3) 検査問題等については、令和7年3月6日(木)に実施する学校独自検査の問題等とは異なる問題等とする。

9 選抜方法

- (1) 高等学校長は、本検査の受検者と追検査の受検者を合わせ、前記「第13 入学者の選抜方法」に基づき、入学者を選抜する。
- (2) 次のア、イのいずれかに該当する志願者は、上記(1)による選抜の対象としない。
ア 学力検査の追検査の全教科を欠席した者
イ 学校独自検査の追検査を正当な理由なく欠席した者

なお、志願者が学校独自検査の追検査を欠席した場合、中学校長は、「学校独自検査(追検査)における欠席理由書」(様式8)を、令和7年3月11日(火)午後4時までに志願先高等学校長に提出すること。

10 合格者の発表等

前記「第14 合格者の発表等」による。

IV 欠員補充のための2次募集

【事務日程】

事 項	期 日 ・ 期 間	あて先	提出者等	参考頁
志願情報の登録	3月13日(木)午後3時～ 3月18日(火)正午	〈システム〉		19
県外からの出願申請受付 (新規申請者のみ)	3月3日(月)～ 3月14日(金)正午	新潟県教育委員会 新潟市教育委員会 〈システム・紙面〉	県外の該当中学校長	19
対象学校・学科の発表	3月14日(金)午後2時	〈新潟県教育委員会が発表〉		18
出願、出願に必要な書類の受付	3月17日(月)午前9時～ 3月18日(火)正午	高等學校長 〈システム・紙面〉	中学校長	19
入学者選抜における特別措置 実施申請書受付	3月17日(月)午前9時～ 3月18日(火)正午	高等學校長 〈紙面〉	該当中学校長	20
佐渡航路欠航による 受検会場の変更申請受付	3月14日(金)～ 3月18日(火)正午	新潟、長岡、高田、佐渡 及び志願先高等学校長 ※1 高等学校教育課長 〈紙面〉	該当中学校長	20
学力検査・面接等	3月19日(水)			20
欠員補充のための2次募集における 欠席理由書	3月19日(水)午後4時まで	高等學校長 〈紙面〉	該当中学校長	21
合格者の発表	3月21日(金)			21

※1 新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長とする。

第1 対象高等学校及び募集人数

- 欠員補充のための2次募集は、1人でも欠員(入学を辞退した者を含む。)が生じたすべての学校、学科で実施する。ただし、海外帰国生徒等特別選抜で合格した者の人数は、欠員数の算出の対象となる合格者の人数には含めない。
- 実施する学校、学科は、令和7年3月14日(金)午後2時に新潟県教育委員会が発表する。

第2 出願資格

欠員補充のための2次募集に出願することができる者は、次の1、2の条件を満たす者とする。

- 高等学校等に在籍していない者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者
 - 令和7年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
 - 令和7年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。)
 - 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- 本年度の入学者選抜において、いずれの高等学校等にも合格していない者
なお、「高等学校等」とは、高等学校(県内外及び国立・公立・私立を問わない。)、特別支援学校高等部、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程をいう。また、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下、「中学校」という。
(注) 高等学校等への入学を辞退した者は、「いずれの高等学校等にも合格していない者」に該当

しないため、欠員補充のための2次募集に出願することはできない。

ただし、上記1を満たし、「公立高等学校に併せて出願することができる県内私立高等学校の入学者選抜」に合格している者については、欠員補充のための2次募集に出願することができる。

第3 出願

- 1 出願は、1人につき、1校1学科とし、1校1学科には、特別支援学校高等部を含む。ただし、海外帰国生徒等特別選抜と兼ねて出願することはできない。
- 2 出願は、新潟県公立学校ウェブ出願システム(以下、「ウェブ出願システム」という。)における手続、及び書類の提出による。
- 3 出願に必要な書類は「調査書」(様式1)とし、一般選抜に提出したものと同じものとする。ただし、一般選抜で出願した高等学校と同じ高等学校に出願する者は、改めて提出する必要はない。
なお、音楽科の志願者は、「音楽科実技検査演奏曲目申告書」(様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。)も出願時に提出すること。
- 4 出願手続については、前記Ⅲ一般選抜「第3 出願」の6による。ただし、志願情報の登録期間は、令和7年3月13日(木)午後3時から3月18日(火)正午までとし、出願期間は、令和7年3月17日(月)午前9時から3月18日(火)正午までとする。また、中学校長が出願を承認する際は、志願者の出願資格について確認すること。
- 5 第2志望を認める学校、学科において、欠員のある学科が複数ある場合、志願者は志望順位を付して出願することができる。
- 6 単位制による定時制の課程において、欠員のある部が複数ある場合、志願者は午前部又は夜間部に志望順位を付して出願することができる。なお、過年度の卒業生のうちで、定時制の課程に出願する者は、出願までに、必要な手続等について、当該高等学校に問い合わせること。
- 7 受検票(様式2)は、出願期間終了後に、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付する。
- 8 高等学校長は、「調査書」及びその他の書類等の記載事項について、事実に反する記載があった場合は、出願の受付及び合格を取り消すことができる。

第4 県外中学校からの出願

前記「第3 出願」によるほか、Ⅲ一般選抜「第4 県外中学校からの出願」の1及び2(2)~(5)によること。ただし、新規に、新潟県(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市)立高等学校出願申請を行う必要のある場合の受付期間は、令和7年3月3日(月)から3月14日(金)正午までとする。

第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願

- 1 在外教育施設(学校教育法施行規則第95条第2号)を卒業する見込みの者又は卒業した者の出願については、前記「第4 県外中学校からの出願」によること。
- 2 学校教育法施行規則第95条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する者の出願は、前記「第3 出願」によるが、事前に新潟県教育委員会(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が手続を行う必要がある。このため、志願者は新潟県教育委員会(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)に問い合わせること。なお、出願に必要な書類は、「学業成績の証明書」(様式自由)若しくは「学業成績の証明書提出不能に関する証明書」(様式自由)又は「中学校卒業程度認定試験による認定証書」の写しとし、直接、志願先高等学校長に提出する。

第6 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

前記Ⅲ一般選抜「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」によること。ただし、申請書の受付期間は、令和7年3月17日(月)午前9時から3月18日(火)正午までとする。

第7 自己申告書

前記Ⅲ一般選抜「第8 自己申告書」の1及び2によるほか、提出については前記「第3 出願」の4によること。ただし、「特色化選抜」は、「特色化選抜又は一般選抜」に読み替える。

第8 佐渡航路欠航による受検会場の変更

前記Ⅲ一般選抜「第9 佐渡航路欠航による受検会場の変更」によること。ただし、書類の受付期間は、土曜日、日曜日を除く、令和7年3月14日(金)午前9時から3月18日(火)正午までとする。

第9 学力検査等

- 1 学力検査の検査教科は、全日制の課程、定時制の課程とともに国語、数学、英語の3教科とし、ほかに面接を実施する。ただし、定時制の課程において、令和7年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検することができる。
- 2 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和7年3月19日(水)、全県一斉に実施する。
- 3 学校、学科によっては、学力検査及び面接のほかに必要な検査を実施することができる。
- 4 学力検査及び面接の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞き取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月19日(水)	9：15～ 9：30	受付
	9：30～ 9：55	受検上の注意・その他
	9：55～10：00	問題配付
	10：00～10：50	国語（50分）
	11：05～11：10	問題配付
	11：10～12：00	数学（50分）
	12：00～12：55	昼食・休憩
	12：55～13：00	問題配付
	13：00～13：50	英語（50分）
	14：20～	面接

- 5 学力検査及び面接のほかに必要な検査を実施する場合、実施する高等学校長が、当該検査の時間割を別に定める。
- 6 定時制の課程において、作文で受検する者の時間割は、高等学校長が別に定める。
- 7 学力検査の配点は、各教科100点とする。
- 8 欠員補充のための2次募集において追検査は実施しない。
- 9 学力検査、面接及びその他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

第10 受検上の留意事項

前記Ⅲ一般選抜「第12 受検上の留意事項」によること。

第11 入学者の選抜方法

- 1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 2 高等学校長は、「調査書」、「学力検査の得点」、「面接の結果」を、その他必要な検査を実施する高等學校長においては、これに加えて「当該検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。
- 3 本人に帰責されない身体・健康上の理由により、やむを得ず、学力検査等を受検できなかつた志願者については、「欠員補充のための2次募集における欠席理由書」(様式9)を、令和7年3月19日(水)午後4時までに志願先高等学校長に提出した場合、「調査書」を資料として、上記2による選抜の対象とする。
- 4 志願者から「自己申告書」の提出があつた場合には、高等學校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。
- 5 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に高等學校長に指示する。

第12 合格者の発表等

- 1 高等学校長は、令和7年3月21日(金)に、当該高等学校において合格者を発表する。併せて、ウェブ出願システムにおいて、志願者及び中学校に選抜結果を通知する。
- 2 高等学校長は、当該高等学校を受検し、欠員補充のための2次募集において不合格となった者で、本人が受検票等を提示し、学力検査の結果の開示を口頭で請求した場合には、本人の学力検査における各教科の得点及び教科の合計得点を開示する。
なお、開示期間は合格発表の日から起算して1か月以内とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 中学校長は、やむを得ない事情等により入学を辞退する者が出了場合には、直ちに当該高等学校長に電話で報告するとともに文書(様式自由)で報告すること。

V 海外帰国生徒等特別選抜

【事務日程】

事 項	期 日 ・ 期 間	あて先	提出者等	参照頁
海外帰国生徒等特別選抜 出願申請受付	1月14日(火)～2月5日(水) 3月3日(月)～ 3月14日(金)正午 (2次募集新規申請者のみ)	新潟県教育委員会 新潟市教育委員会 (システム)	中学校長	23
一般選抜の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜の事務日程は、前記「III 一般選抜」による こと。				7
欠員補充のための2次募集の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜の事務日程は、前記「IV 欠員補充のための2次募集」によること。				18

第1 対象高等学校及び募集人数

- 一般選抜の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜(本検査、追検査)は、この選抜を希望する志願者のいるすべての学校、学科で実施する。
- 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜は、一般選抜で欠員が生じている学校、学科で実施する。
- 各学校、学科ごとの募集人数は若干人とする。

第2 出願資格

海外帰国生徒等特別選抜に出願することができる者は、次の1～3の条件を満たし、かつ新潟県教育委員会(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が審査し、出願資格があることを証明された者とする。

- 次の(1)～(4)のいずれかに該当する者
 - 令和7年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
 - 令和7年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。)
 - 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
なお、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下、「中学校」という。
- 外国において継続して2年以上在住している者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者
 - 原則として令和5年4月1日以降に保護者とともに帰国(入国)して、現在、保護者とともに県内に居住している者
 - 入学時までに帰国(入国)して居住を予定している者
- 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜については、前記IV欠員補充のための2次募集「第2 出願資格」の2に該当する者

第3 出願資格の審査

※ 志願先が新潟市立高等学校の場合は、特に注釈のない限り、「新潟県」を「新潟市」と読み替える。

海外帰国生徒等特別選抜の出願資格の審査に係る手続については、次の1～5のとおり、志願予定者が新潟県教育委員会に申請を行い、その承認を得なければならない。

- 1 海外帰国生徒等特別選抜出願申請の受付期間は、令和7年1月14日(火)から2月5日(水)までとする。ただし、欠員補充のための2次募集において、新規に申請する必要のある場合の受付期間は、令和7年3月3日(月)から3月14日(金)正午までとする。
- 2 前記「第2 出願資格」の1(1)～(3)のいずれかに該当し、海外帰国生徒等特別選抜に志願を予定する者は、次の(1)、(2)のとおり、中学校長を通じて新潟県教育委員会に申請を行う。
 - (1) 志願予定者は、新潟県公立学校ウェブ出願システム(以下、「ウェブ出願システム」という。)において、海外帰国生徒等特別選抜出願申請に必要な情報及び志願予定者の写真(令和6年12月以降撮影のもの。写真の撮影は、ウェブ出願システムからも行うことができる。)を登録する。また、住民票(家族全員の記載があるもの。)及びパスポートの写しを、中学校長に提出する。
 - (2) 中学校長は、志願者が登録した情報に誤りがないことを確認した上で、ウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、新潟県教育委員会への申請となる。ただし、中学校長による確認ができない場合は、下記3(1)により申請を行うこと。
- 3 前記「第2 出願資格」の1(4)に該当し、海外帰国生徒等特別選抜に志願を予定する者は、次の(1)、(2)のとおり、直接、新潟県教育委員会に申請を行う。
 - (1) 志願予定者は、ウェブ出願システムにおいて、海外帰国生徒等特別選抜出願申請に必要な情報及び志願予定者の写真(令和6年12月以降撮影のもの。写真の撮影は、ウェブ出願システムからも行うことができる。)を登録する。また、出国及び帰国(入国)年月日を確認することのできる書類(パスポートの写し等)を、新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)あてに郵送にて提出する。
 - (2) 上記(1)の書類に加えて、海外の在学(出身)校が発行する在学(卒業)証明書又は成績証明書(いずれも日本語又は英語で記載されたものが望ましい。)を提出する。
- 4 入学時まで保護者が海外に居住する予定の場合は、「身元引受け人依頼・承諾書(海外帰国生徒等特別選抜用)」(様式10-②)を、新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)あてに郵送にて提出する。
- 5 新潟県教育委員会は、海外帰国生徒等特別選抜出願申請を審査した上で、承認の可否を判断し、ウェブ出願システムにおいて、志願予定者及び中学校長に通知する。承認された場合は、出願時にウェブ出願システムにおいて、志願先高等学校に承認済みであることが通知される。なお、審査に係る申請の内容及び書類等の記載事項について、事実に反する記載があった場合、高等学校長は、出願の受付及び合格を取り消すことができる。

第4 出願

- 1 出願は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜において、1人につき、それぞれ1校1学科とする。1校1学科には、特別支援学校高等部を含む。
なお、この選抜により出願する者は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集にそれぞれ兼ねて出願することはできない。また、ほかの都道府県の公立高等学校への出願も認めない。
- 2 出願は、ウェブ出願システムにおける手続、及び書類の提出による。
- 3 出願に必要な書類は、「調査書」(様式1)とし、この書類は、新潟県教育委員会が中学校に配付する。
なお、音楽科の志願者は、「音楽科実技検査演奏曲目申告書」(様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。)も出願時に提出すること。
- 4 単位制による定時制の課程に出願する者は、午前部又は夜間部に志望順位を付して出願することができる。
- 5 海外帰国生徒等特別選抜の出願に必要な志願者等の情報及び志願先の学校・学科(以下、「志願情報」という。)の登録期間及び出願期間は、次の(1)、(2)のとおりとする。なお、出願に必要な

書類の提出も、出願期間内に必着のこととし、志願先高等学校に持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(1) 一般選抜の検査日に実施する選抜の志願情報の登録期間は、令和6年12月1日(日)から令和7年2月19日(水)午前11時までとし、出願期間は、令和7年2月17日(月)午前9時から2月19日(水)午前11時までとする。

(2) 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜の志願情報の登録期間は、令和7年3月13日(木)午後3時から3月18日(火)正午までとし、出願期間は、令和7年3月17日(月)午前9時から3月18日(火)正午までとする。

6 その他、出願手続に関する事項については、前記Ⅲ一般選抜「第3 出願」の6、8及び9による。

7 受検票(様式2-②)は、一般選抜の検査日に実施する選抜は志願変更の受付期間終了後に、欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜は出願期間終了後に、それぞれ中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付する。

8 保護者の転勤等、特別の理由により、一般選抜の出願期間に出願手続ができなかった者は、速やかに前記「第3 出願資格の審査」の手続きを行い、承認を得た上で、令和7年2月25日(火)から2月28日(金)正午までに出願手続きを行う。出願に必要な書類の提出も、期間内に必着のこととし、志願先高等学校に持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

第5 県外中学校からの出願

前記「第4 出願」によるほか、前記Ⅲ一般選抜「第4 県外中学校からの出願」によること。

第6 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願

1 在外教育施設(学校教育法施行規則第95条第2号)を卒業する見込みの者又は卒業した者の出願については、前記「第4 出願」によるほか、前記Ⅲ一般選抜「第4 県外中学校からの出願」によること。

2 学校教育法施行規則第95条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する者の出願については、前記「第4 出願」によるほか、前記Ⅲ一般選抜「第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願」の2によること。

第7 志願変更

前記Ⅲ一般選抜「第6 志願変更」によること。

なお、海外帰国生徒等特別選抜の志願者が、志願変更により一般選抜に志願することはできない。

第8 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

前記Ⅲ一般選抜「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」によること。ただし、申請書の受付期間は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集とそれ同一とする。

第9 自己申告書

前記Ⅲ一般選抜「第8 自己申告書」及び、前記Ⅳ欠員補充のための2次募集「第7 自己申告書」によること。

第10 佐渡航路欠航による受検会場の変更

前記Ⅲ一般選抜「第9 佐渡航路欠航による受検会場の変更」によること。ただし、書類の受付期間は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集とそれ同一とする。

第11 学力検査等

1 本検査(一般選抜(本検査)の検査日に実施する検査)

- (1) 学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び日本語による作文を実施する。ただし、数学、英語の学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校とともに、新潟県教育委員会が作成した一般選抜(本検査)の学力検査の問題により実施する。
- (2) 学力検査、面接及び作文の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞き取り検査を実施する。面接は、個人面接を実施する。

期日	時間	検査等
3月5日(水)	9:15～9:30	受付
	9:30～9:55	受検上の注意・その他
	9:55～10:00	問題配付
	10:00～10:50	作文(50分)
	11:05～11:10	問題配付
	11:10～12:00	数学(50分)
	12:00～12:55	昼食・休憩
	12:55～13:00	問題配付
	13:00～13:50	英語(50分)
	14:20～	面接

- (3) 学校、学科によっては、一般選抜(本検査)の学校独自検査と同一の日に、必要な検査を実施することができる。その場合の時間割については、実施する高等学校長が定める。

- (4) 学力検査の配点は、各教科100点とする。

2 追検査(一般選抜(追検査)の検査日に実施する検査)

- (1) 追検査の対象者

前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の1と同様とする。

- (2) 追検査の受検手続と協議

前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の2及び3と同様とする。

- (3) 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の5と同様とする。ただし、申請書の受付期間は、一般選抜と同一とする。

- (4) 佐渡航路欠航による受検会場の変更

前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の6と同様とする。

- (5) 学力検査等

ア 令和7年3月10日(月)に、追検査を実施する学校において一斉に実施する。

イ 学力検査の検査教科等及び時間割は、前記「1 本検査(一般選抜(本検査)の検査日に実施する検査)」と同様とする。

ウ 検査問題については、令和7年3月5日(水)に実施する学力検査の問題とは異なる問題とする。

- (6) 選抜方法

前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の9と同様とする。

3 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜

- (1) 学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び日本語による作文を実施する。ただし、数学、英語の学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校とともに、新潟県教育委員会が作成した欠員補充のための2次募集学力検査の問題により実施する。
- (2) 学力検査、面接及び作文の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞き取り検査を実施する。面接は、個人面接を実施する。

期日	時間	検査等
3月19日(水)	9:15~9:30	受付
	9:30~9:55	受検上の注意・その他
	9:55~10:00	問題配付
	10:00~10:50	作文(50分)
	11:05~11:10	問題配付
	11:10~12:00	数学(50分)
	12:00~12:55	昼食・休憩
	12:55~13:00	問題配付
	13:00~13:50	英語(50分)
	14:20~	面接

(3) 学校、学科によっては、学力検査、面接のほか必要な検査を実施することができる。その場合の時間割については、実施する高等学校長が定める。

- (4) 学力検査の配点は、各教科100点とする。
- (5) 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜において追検査は実施しない。

4 学力検査、面接及び作文その他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

第12 受検上の留意事項

前記Ⅲ一般選抜「第12 受検上の留意事項」によること。

第13 入学者の選抜方法

- 1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 2 高等学校長は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」、「作文の結果」を、その他必要な検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「当該検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、一般選抜及び欠員補充のための2次募集における選抜とは別に、入学者を選抜する。
- 3 志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。
- 4 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。

第14 合格者の発表等

- 1 高等学校長は、一般選抜(本検査)の検査日に受検した者と一般選抜(追検査)の検査日に受検した者については令和7年3月13日(木)午後に、欠員補充のための2次募集の検査日に受検した者については令和7年3月21日(金)に、それぞれ各学校において合格者を発表する。併せて、ウェブ出願システムにおいて、志願者及び中学校に選抜結果を通知する。

2 その他については、前記III一般選抜「第14 合格者の発表等」の2、3、及び前記IV欠員補充のための2次募集「第12 合格者の発表等」の2、3によること。

VI 通信制の課程の入学者選抜

【事務日程】

事 項	期 日 ・ 期 間	あて先	提出者等	参考頁
志願情報の登録	12月1日(日)～ 4月2日(水)午後4時	〈システム〉		28
出願、出願に必要な書類の受付	2月17日(月)～ 4月2日(水)午後4時	高等学校長 〈システム・紙面〉	中学校長	28
合 格 者 の 発 表	4月9日(水)まで	志願者・中学校長 〈システム〉	高等学校長	30

第1 対象高等学校及び募集人数

- 1 通信制の課程の入学者選抜は、新潟県立新潟翠江高等学校及び新潟県立高田南城高等学校で実施する。
- 2 通信制の課程の入学者選抜の募集人数は、別に公示する。

第2 出願資格

通信制の課程の入学者選抜に出願することができる者は、高等学校等に在籍していない者で、次の1～3のいずれかに該当する者とする。

なお、「高等学校等」とは、高等学校（県内外及び国立・公立・私立を問わない。）、特別支援学校高等部、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程をいう。

- 1 新潟県内に住所を有する者で、次のア～エのいずれかに該当する者
 - ア 令和7年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
 - イ 令和7年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - ウ 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。）
 - エ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下「中学校」という。
- 2 新潟県に近接する県に住所を有し、新潟県内に勤務地がある者で、上記1のア～エのいずれかに該当する者
- 3 その他、特別の理由により、本県高等学校の通信教育を受けることが適当な者で、上記1のア～エのいずれかに該当する者

第3 出願

- 1 出願は、新潟県公立学校ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」という。）における手続、及び書類の提出による。
- 2 出願手續は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。
 - (1) 志願者は、ウェブ出願システムにおいて、出願に必要な志願者等の情報及び志願先の学校・学科（以下、「志願情報」という。）を登録する。併せて、志願者の写真（令和6年12月以降撮影のもの。写真的撮影は、ウェブ出願システムからも行うことができる。）も登録する。志願情報の登録期間は、令和6年12月1日（日）から令和7年4月2日（水）午後4時までとする。
 - (2) 出願期間は、令和7年2月17日（月）から4月2日（水）午後4時までとする。また、出願に必要な書類の提出も、出願期間内に必着のこととし、志願先高等学校に持参する場合は、土曜日、日

曜日、休日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。なお、郵送の場合は、「通信制出願関係書類在中」と朱書きすること。

(3) 中学校を卒業又は修了(以下、「卒業」という。)する見込みの者又は卒業した者の手続については、上記(1)、(2)のほか、次のア、イによる。

ア 志願者は、志願先高等学校長が受検票等を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、志願者の住所及び氏名を明記したもの。)を中学校長に提出する。

イ 中学校長は、志願者が登録した志願情報に誤りがないことを確認した上で、ウェブ出願システムにおいて承認する。この承認により、志願先高等学校長への出願となる。また、出願に必要な書類として、「調査書」(様式1)及び上記アの封筒を、志願先高等学校長に提出する。

(4) 学校教育法施行規則第95条の第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する者の手続については、上記(1)、(2)のほか、次のア、イによる。

ア 新潟県教育委員会が事前に手続を行う必要がある。このため、志願者は新潟県教育委員会に問い合わせること。

イ 志願者は、出願に必要な書類として、「学業成績の証明書」(様式自由)若しくは「学業成績の証明書提出不能に関する証明書」(様式自由)又は「中学校卒業程度認定試験による認定証書」の写しに、志願先高等学校長が受検票等を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、志願者の住所及び氏名を明記したもの。)を添えて、直接、志願先高等学校に提出する。

3 高等学校長は、「調査書」及びその他の書類等の記載事項について、事実に反する記載があった場合は、出願の受付及び合格を取り消すことができる。

第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式4)に配慮を必要とする内容等を記入し、土曜日、日曜日、休日を除く、令和7年2月17日(月)午前9時から4月2日(水)午後4時までに、紙面で志願先高等学校長に申請する。

2 申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。

第5 自己申告書

1 次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する者は、欠席が多い理由等を記載した「自己申告書」(様式5)を、出願期間内に高等学校長に提出することができる。

(1) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上の者

(2) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター(フリースクールを含む)への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上の者

2 「自己申告書」の提出の手続は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

(1) 志願者は、中学校長に提出の希望を申し出て、「自己申告書」(様式5)を受け取り、必要事項を記入して、原本を作成する。

(2) 志願者は、原本を巻封の上、封筒の表に「自己申告書在中」と朱書きするとともに、中学校名、志願者氏名を明記して、中学校長に提出する。

(3) 全日制の課程又は定時制の課程の入学者選抜において「自己申告書」を提出した者が出願する場合は、上記(1)の手続の必要はなく、(2)の原本は、すでに作成した「自己申告書」の写しに代えることができる。

(4) 志願者から提出を受けた中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類とともに志願先高等学校長に提出する。提出については前記「第3 出願」の2(2)によること。

第6 入学者の選抜方法

- 1 高等学校長は、志願者全員に面接を実施する。
- 2 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 3 高等学校長は、中学校長が提出する出願書類及び「面接の結果」等を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を決定する。
- 4 志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等學校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。

第7 合格者の発表

高等學校長が、ウェブ出願システムにおいて、令和7年4月9日(水)までに志願者及び中学校に選抜結果を通知する。

第8 その他

- 1 この要項に定めるもののほか、必要な事項は当該高等學校長が別に定める。
- 2 編入学については、当該高等學校長が別に定める。

VII そ の 他

第1 県外の公立高等学校への出願

- 1 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県外の公立高等学校を受検する場合は、中学校長が志願先の都道府県教育委員会等に連絡し、入学者選抜要項及び出願に必要な書類を取り寄せること。
- 2 志願先の都道府県教育委員会等に対して、新潟県の公立高等学校に出願しないことに関する証明書(以下、「不受検証明書」という。)を提出する必要があるときの取扱いは、次の(1)～(3)によるものとする。ただし、「不受検証明書」の証明者が、中学校長の場合は、「新潟県公立高等学校不受検理由書」を新潟県教育庁高等学校教育課長に提出する必要はない。
 - (1) 「不受検証明書」は、各都道府県教育委員会等が指定した様式で作成すること。
 - (2) 「不受検証明書」の証明者が、新潟県教育委員会教育長の場合は、志願先の都道府県が指定した「不受検証明書」と「新潟県公立高等学校不受検理由書」(様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。)を、返送先中学校等の所在地及びあて先を明記し、相当額の切手を貼付した返信用封筒とともに、新潟県教育庁高等学校教育課長に郵送で提出すること。
 - (3) 新潟県教育委員会は、「新潟県公立高等学校不受検理由書」を審査した上で、「不受検証明書」を中学校長あてに返送する。

第2 その他

- 1 天災等により、学力検査、学校独自検査及びその他必要な検査を実施できなかった場合については別に定める。
- 2 その他、定めのない場合は別に定める。

様 式 編 そ の 1

様 式 1 調 査 書

様式 1

調査書

(A4判 縦長)

志願先	高等学校 (分校)	課程	全日制 定時制 通信制	志望学科		第2志望		受検番号	※			
									平成年月日	卒業年月	令和年月	卒業卒業見込
各教科の学習記録	項目 教科	第3学年の観点別学習状況			評定			行動の記録	項目	1年	2年	3年
		観	点	評価	1年	2年	3年		※			
		国語	知識・技能							基本的な生活習慣		
	社会	思考・判断・表現							健康・体力の向上			
	数学	主体的に学習に取り組む態度							自主・自律			
	理科	知識・技能							責任感			
	音楽	思考・判断・表現							創意工夫			
	美術	主体的に学習に取り組む態度							思いやり・協力			
	保健体育	知識・技能							生命尊重・自然愛護			
	技術・家庭	思考・判断・表現							勤労・奉仕			
	外国語	主体的に学習に取り組む態度							公正・公平			
		知識・技能							公共心・公徳心			
		思考・判断・表現							学年	欠席日数	欠席の主な理由	
		主体的に学習に取り組む態度							1	日		
									2	日		
							3	日				
特別活動の記録	学級活動				総合的な学習の時間の記録					☆		
	生徒会活動				総合所見							
	学校行事											
記載事項に誤りのないことを証明します。 令和年月日												
学校名 校長氏名 印												
(※印の欄は記入しないこと)						記載者氏名						

記載例

調査書

第2志望を認める学校、学科を志望する場合で、第2志望を志望しない場合及び第2志望を認めていない学校、学科（1校1学科を含む）を志望する場合には、「第2志望」の欄に斜線を引く。

志願先	県立〇〇 高等学校 (分校)		課程	全日制 定時制 通信制	志望学科	理数	第2志望	普通	受検番号	※	番			
ふりがな 志願者氏名	にいがた たろう 新潟 太郎		性別	男	生年月日	平成〇年〇月〇日生			卒業年月	令和7年3月	卒業見込			
各教科の学習記録	項目 教科	第3学年の観点別学習状況				評定				行動の記録	項目	1年	2年	3年
	国語	観点	評価	1年	2年	3年	※	基本的な生活習慣	項目ごとに行動の状況を評定し、該当欄に○印を記入する。					
	社会	知識・技能						健康・体力の向上						
	数学	思考・判断・表現						自主・自律						
	理科	主体的に学習に取り組む態度						責任感						
	音楽	知識・技能						創意工夫						
	美術	思考・判断・表現						思いやり・協力						
	保健体育	主体的に学習に取り組む態度						生命尊重・自然愛護						
	技術・家庭	知識・技能						勤労・奉仕						
	外国語	思考・判断・表現						公正・公平						
		主体的に学習に取り組む態度						公共心・公徳心						
	特別活動の記録	学級活動	体育係（1年）、掲示係（2年）、学級委員長（3年） 主な事実の記録を具体的に記入する。 記入事項のない場合は、斜線を引く。				総合的な学習の時間の記録	地域の伝統や文化の継承に力を注ぐ人々や社会の仕組みについて理解を深め、学習の成果を発表した。						
		生徒会活動					総合所見	<ul style="list-style-type: none"> 理数系の教科への関心が高く、理科の実験に積極的に取り組み、身近な科学的現象について理解を深めた。 〇〇〇〇検定〇級 陸上競技部（1・2・3年） 地域のサッカーチームに所属し、〇〇〇〇大会に出場した。 						
		学校行事	体育祭応援リーダー（3年）				日	校長氏名				印		
記載者氏名														

「調査書」の記入について

(1) 「志願先」の欄

- ア 「課程」は、全日制、定時制、通信制のうち一つを○で囲む。
- イ 分校への志願者は、分校名を記入する。分校以外の志願者は（ ）に何も記入しない。
- ウ 「志望学科」及び「第2志望」は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入する。
- エ 第2志望は、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」のうちの「一般選抜・第2志望の実施」の欄で確認のうえ記入する。第2志望を認める学校、学科(コースを含む。以下同じ。)を志願する場合で、第2志望を志願しない場合及び第2志望を認めていない学校、学科(1校1学科の場合を含む。)を志願する場合には、「第2志望」の欄に斜線を引く。

(2) 「受検番号」の欄

高等学校において記入する。

(3) 「志願者氏名」の欄

生徒指導要録どおりに志願者の氏名を記入する。ただし、特別な事情により通称を記入する場合は、事前に志願先高等学校長に連絡すること。

(4) 「性別」の欄

男又は女と記入する。

(5) 「生年月日」の欄

生年月日の元号が昭和の場合は、平成を＝線で消して、昭和と書き改めること。

(6) 「卒業年月」の欄

卒業又は卒業見込の年月を記入する。

なお、卒業の元号が平成又は昭和の場合は、令和を＝線で消して、平成又は昭和と書き改めること。「卒業 卒業見込」については、該当するものを○で囲む。

(7) 「各教科の学習の記録」の欄及び「総合的な学習の時間の記録」の欄

ア 令和6年度卒業見込みの生徒及び令和3～5年度卒業生

(ア) 「第3学年の観点別学習状況」は、3年における観点別学習状況の評価を「評価」欄に記入する。この場合、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとし、評価できない場合は該当欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。その場合、副申書(様式自由)を添付することができる。

- (イ) 「評定」の1、2年の欄には、生徒指導要録の各教科の5段階評定を転記する。3年の欄には、調査書作成時までの評定を、絶対評価による5段階評定で記入する。ただし、不登校や特別支援学級等への在籍により、所定の欄に評定を記入することができない教科がある場合は、該当欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。その場合、副申書(様式自由)を添付することができる。※欄は空欄のままとする。
- (ウ) 外国の学校からの編入学等により、履修しなかった教科がある場合には、該当欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。その場合、副申書(様式自由)を添付することができる。
- (エ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄には、取組の内容(テーマ等)と取組状況を簡潔に記入する。なお、取組の内容(テーマ等)と取組状況を記入できない場合には、その理由を記載する。

イ 令和2年度以前の卒業生

- (ア) 令和2年度以前の卒業生については、別途調査書の様式を各中学校に送付する。
「第3学年の観点別学習状況」の「評価」欄及び各教科の1、2、3年の「評定」欄には、生徒指導要録の記載を転記する。ただし、不登校や特別支援学級等への在籍等により所定欄に転記することができない場合には、該当欄に斜線を引き、☆欄に生徒指導要録の記載事項を転記する。
なお、その場合、副申書(様式自由)を添付することができる。
- (イ) 外国の学校からの編入学等により、履修しなかった教科がある場合には、該当欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。その場合、副申書(様式自由)を添付することができる。
- (ウ) 「総合的な学習の時間」については、取組の内容(テーマ等)と取組状況を簡潔に記入する。
なお、「総合的な学習の時間」を実施していない場合には、「総合的な学習の時間の記録」の欄に斜線を引く。また、取組の内容(テーマ等)と取組状況を記入できない場合には、その理由を記載する。

(8) 「特別活動の記録」の欄

中学校3年間の学級活動、生徒会活動、及び学校行事における生徒の校内の活動状況について、主な事実の記録を具体的に記入する。

ただし、令和5年度以前の卒業生については、卒業時の生徒指導要録に基づき記入するものとする。

(9) 「行動の記録」の欄

設置者が定める生徒指導要録記入の手引きに基づき、項目ごとに行動の状況を評定し、該当欄に○印を記入する。ただし、外国の学校からの編入学等により、記入できない場合は、当該欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。

(10) 「出欠の記録」の欄

令和6年度卒業見込みの生徒の3年の欠席日数は、令和7年1月末日(特色化選抜出願者の場合は令和6年12月末日)現在の日数とする。ただし、外国の学校からの編入学等により、記入できない場合は、当該欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。

なお、「欠席の主な理由」は、各学年において欠席日数が10日以上のものについて記入し、記入事項のない場合は斜線を引く。

(11) 「総合所見」の欄

生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項を参考として、特記すべきことを箇条書き等により端的に記述する。

- 各教科等に関する所見
- 特別活動に関する所見
- 行動に関する所見
- 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動などの社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動

(12) 「校長氏名」等

調査書作成年月日、学校名、校長氏名を記入し、職印を押印する。

(13) 「記載者氏名」の欄

記載者の氏名を記入する。

(14) 平成30年度（平成31年3月卒業）以前の卒業生の調査書について

「各教科の学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」、「出欠の記録」及び「総合所見」の欄には、斜線を引き、☆欄に「生徒指導要録の指導に関する記録の保存期間を経過しているため、これに関する項目を記入することができない」旨を記入すること。

様式編 その2

様式特1～4 特色化選抜

作成提出
中学校長 → 高等学校長

様式特1

特色化選抜推薦書

(A4判 縦長)

受検番号
※ 番

特色化選抜推薦書

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校長 氏名 _____

下記の者は、貴校特色化選抜志願者として適當と認められ、また主な実績等は事実に相違なく、入学後も引き続き当該分野で活動する意志を確認したので、ここに推薦いたします。

記

ふりがな 志願者氏名		性別		生年月日	平成 年 月 日 生
課程	全日制		志望学科		
分野	スポーツ ・ 文化 ・ 科学				
種目等					

主な実績	大会名・コンクール・検定試験・ 地域や社会に関わる取組等		開催年月日等	種目・成績等
	1			
	2			
	3			
活動状況				
添付書類	1			
	2			
	3			

注 ※欄は、高等学校で記入する。

◎作成上の注意

本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。

記載例

受検番号
※ 番

特色化選抜推薦書

令和〇年〇月〇日

県立〇〇高等学校長様

〇〇市立△△中学校長 氏名 ◇◇ ◇◇

下記の者は、貴校特色化選抜志願者として適當と認められ、また主な実績等は事実に相違なく、入学後も引き続き当該分野で活動する意志を確認したので、ここに推薦いたします。

記

ふりがな 志願者氏名	にいがた たろう 新潟 太郎	性別	男	生年月日	平成〇年〇月〇日生
課程	全日制	志望学科	〇〇		
分野	スポーツ	文化	科学		
種目等	バスケットボール（男子）	音楽科志願者は、「音楽」と記入したうえで、高等学校入学後、音楽科で専攻したい分野（声楽専攻は「声楽」、他は楽器名）を括弧書きで記入すること。			

主な実績	大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等		開催年月日等	種目・成績等
	1	令和6年度北信越中学校総合競技大会	R6.8.6	ベスト8
	2	令和6年度新潟県中学校総合体育大会	R6.7.14	準優勝
	3			上位大会の成績から、順に記入すること。
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> バスケットボール部のポイントガードとして活躍し、北信越大会ベスト8の成績を収めた。 バスケットボール部では副主将を務め、チームをよくまとめた。 都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会新潟県第2次候補選手に選出され、レギュラー選手として活躍した。 			
添付書類	1	北信越大会プログラムの写し		
	2	県大会賞状の写し		
	3			

注 ※欄は、高等学校で記入する。

「特色化選抜 推薦書」記入上の注意

1 志望学科

「志望学科」は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入すること。

2 分野・種目等

- (1) 「分野」は、「スポーツ」、「文化」、「科学」のうち該当するものを○で囲むこと。
- (2) 「種目等」は、別に公示する「特色化選抜出願のための実績要件」の「種目」のうち、該当するものを記入すること。

3 主な実績

この欄に記入する実績は、別に公示する「特色化選抜出願のための実績要件」に記載された以上の実績であり、中学校在学時の活動で該当するものを、上位大会の実績から、順に記入する。なお、実績要件に該当する活動は、校内外を問わない。

(1) 大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等

- ア いわゆる「勝ち上がり方式」(例 トーナメント方式)の大会で実績要件を満たす成績を収めた場合、この欄に記載する大会は、実績要件以上の大会をすべて記入すること。例えば、スポーツ活動において、志願先の学校、学科が「都道府県中学校総合体育大会に出場」の実績要件を設定している場合、個人またはチームが北信越中学校総合競技大会に出場したときは、記入例のように新潟県中学校総合体育大会及び北信越中学校総合競技大会における実績を記入する。
- イ 「都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会最終選考選手」等、選抜選手としての実績を記載する場合は、選抜された年度を明記すること。(例 「令和5年度U-14県トレセン選抜選手」)
- ウ コンクール等の受賞等を記載する場合には、コンクールの正式名称を記入する。
- エ 検定試験等における合格もしくはスコアを記載する場合には、試験名等を記入する。(例 「2024年度第1回実用英語技能検定」)
- オ 文化的「地域探究」及び「社会貢献」においては、中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績を記載することができる。

(2) 開催年月日等

- ア 各種大会及びコンテストについては、実績要件に該当する成績を収めた当日の日付を記入する。なお、団体競技で「大会出場」が実績要件となっている場合は、当該大会が開会した日付を記入すること。
- イ 選抜選手としての実績を記載する場合は、選手として選出された日付を記入する。
- ウ コンクール等の受賞等を記載する場合には、受賞した日付を記入する。
- エ 検定試験等について記載する場合は、取得証明書等に記載された日付を記入する。
- オ 中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績を記載する場合は、取組を行った時期を記入する。(例 「令和5年4月～令和6年3月」)

(3) 種目・成績等

- ア 陸上競技、水泳等の個人競技においては、種目及び成績を明記する。
- イ バレーボール、バスケットボール等の団体競技において、実績要件が「〇〇大会出場」となっている場合は、当該大会における最高成績を記入する。(例 ベスト8、2回戦等)
- ウ コンクール等の受賞等を記載する場合には、受賞した賞の正式名称を記入する。
- エ 検定試験等について記載する場合には、級や最高スコアを記入する。
- オ 中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績について、受賞歴等がある場合に記入する。

(4) 記入しない部分には斜線を引くこと。

4 活動状況

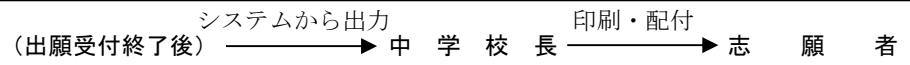
推薦する志願者の当該活動の状況について、箇条書きで簡潔に記入する。

5 添付書類

- (1) 該当大会に出場した際の賞状の写し(A4判に縮小又は拡大すること。)、志願者が該当大会に出場したことや強化選手等であることを証明する都道府県中学校体育連盟会長名又は都道府県スポーツ協会(体育協会)加盟団体会長名による証明書(様式自由)又は該当大会のプログラムにおいて、志願者の氏名が記載されているページの写し(表紙の写しも添付する。A4判に縮小又は拡大すること。)を添付すること。コンクール等の受賞等の場合には、受賞した賞状の写しや、出品した研究作品等を添付すること。検定試験等の場合には、取得証明書等の写しを添付すること。中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績の場合には、その取組を示す資料の写しを添付すること。
- (2) 添付書類の「1」～「3」は、主な実績欄の「1」～「3」と符合させること。記入例によれば、添付書類の「1」は、令和6年度北信越中学校総合競技大会における大会プログラム(志願者の氏名明記)の写し、「2」は、令和6年度新潟県中学校総合体育大会の大会賞状の写しとなる。
なお、全国中学校スキーフェスティバル等、出願時又は出願期間後に該当する大会があり、大会プログラムの写し等を添付することができない場合は、県選手団名簿や大会申込書など該当する大会への出場が確認できるものの写しを添付すること。その場合は、後日、大会プログラム等の写しを志願先高等学校長に提出すること。
- (3) 添付書類が「写し」の場合は、いずれにも中学校長による原本証明を行うこと。添付資料が「原本」の場合は、後日返却する。

6 音楽科志願者の推薦書

- (1) 「種目等」には「音楽」と記入したうえで、高等学校入学後、音楽科で専攻したい分野を括弧書きで記入すること。(例 音楽(ピアノ))
- (2) 「主な実績」については、特記事項なしの場合には斜線を引くこと。
- (3) 「活動状況」については、中学校在学時の音楽科の特色化選抜に関連する活動状況を記入する。
- (4) 「添付書類」については、「主な実績」で記載した内容のうち、コンクールの賞状の写し等添付することができるものを記載する。ただし、いずれの添付書類にも、中学校長による原本証明を行うこと。



様式特2

特色化選抜受検票

特色化選抜受検票		
写 真		
県外中学校 からの 志願者のみ		
志願する 高等学校		
全 日 制	受検番号	
志望 学科		
ふりがな		
氏名		
生年月日		
在学 中学校		
注意事項 1 この受検票は、受検のとき必ず持参すること。 2 受検者の集合時刻は別途通知する。		

作成提出
中学校長 → 高等学校長

様式特3

特色化選抜における欠席理由書

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

_____ 中学校長 氏名 _____

特色化選抜における欠席理由書

下記の者は、次の理由により特色化選抜の面接等を欠席しましたので、欠席理由書を提出し、出願書類による選抜を希望します。

課程	全日制
志望学科	
受検番号	
氏名	
欠席理由	

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
- 2 医師の診断書等、理由を証明する書類を添付すること。なお、理由を証明できる書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書(様式自由)を添付すること。
- 3 この理由書は、令和7年2月12日(水)午後4時までに、高等学校長に提出すること。

システムにおいて通知
高等学校長 → 中学校長・合格内定者

様式特4

特色化選抜合格内定通知書

(A4判 縦長)

特色化選抜合格内定通知書

令和 年 月 日

学校名 _____

受検番号 _____ 科 _____ 番

氏名 _____ 様

_____ 高等学校長 氏名 _____

あなたは、令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜特色化選抜において、当校全日制の課程 _____ 科の合格者に内定したので通知します。

なお、合格の発表は、令和7年3月13日(木)午後に、当校及びウェブ出願システムの志願者マイページで行います。

◎取扱上の注意

この通知書は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。

様 式 編 そ の 3

様 式 2 ~ 10

一 般 選 抜

欠員補充のための
2 次 募 集

海外帰国生徒等
特 別 選 択

通信制の課程の
入 学 者 選 択

(一般選抜：志願変更受付終了後)

システムから出力

印刷・配付

(欠員補充のための2次募集：出願受付終了後)

中学校長

志願者

様式2

全日制及び定時制の課程の受検票

受検票			
志願する 高等学校			
課程 分校		受検番号	
志望学科		第2志望	
ふりがな 氏名			
生年月日			
出身 中学校 卒業年月			
満20歳以上の定時制志願者の作文受検の希望			
注意事項 この受検票は、受検のとき必ず持参すること。			

(一般選抜：志願変更受付終了後)

システムから出力

印刷・配付

(欠員補充のための2次募集：出願受付終了後)

中学校長

志願者

様式2-②

海外帰国生徒等特別選抜受検票

海外帰国生徒等特別選抜受検票			
志願する 高等学校			
課程 分校		受検番号	
志望学科		第2志望	
ふりがな 氏名			
生年月日			
出身 中学校 卒業年月			
注意事項	この受検票は、受検のとき必ず持参すること。		

様式 3

総合得点表

通し番号	学習の記録		学力検査							得点	学校独自検査	総合得点
	合計	換算点 b	国語	社会	数学	理科	英語	合計	換算点 c			

(1) 通し番号

総合得点の上位から順に通し番号をつける。

(2) 学習の記録の合計

調査書の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計する。
(満点値は135点)

(3) 学力検査の合計

国語、社会、数学、理科、英語の得点(各100点満点)を、次に示すア、イにより算出して、その得点を合計する。

ア 傾斜配点を実施しない教科は、学力検査の得点をその教科の得点とする。

イ 傾斜配点を実施した教科は、その教科の学力検査の得点を2倍した値をその教科の得点とする。

(4) 総合得点

総合得点を、次のア又はイにより算出する。

ア 学校独自検査を実施しない学校、学科

(ア) 総合得点表の「学習の記録の合計(135点満点)」を1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値bを学習の記録の換算点とする。

$$b = (\text{学習の記録の合計}) \div 135 \times 1000$$

(イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値cを学力検査の換算点とする。

$$c = (\text{学力検査の合計}) \div (\text{学力検査の満点}) \times 1000$$

(ウ) 次の値a₁を総合得点とする。

$$a_1 = \alpha \times b + \beta \times c$$

ただし、(α, β)は調査書と学力検査の比重の置き方であり、

(0.7, 0.3)、(0.6, 0.4)、(0.5, 0.5)、(0.4, 0.6)、(0.3, 0.7)のいずれかとする。

また、値は小数第1位を四捨五入する。

学校、学科ごとの調査書と学力検査の比重の置き方については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

イ 学校独自検査を実施する学校、学科

アと同様の方法で算出した得点a₁に、学校独自検査の得点d(満点は100点、200点、300点、400点、500点のいずれか)を加えて、次の総合得点a₂を算出する。

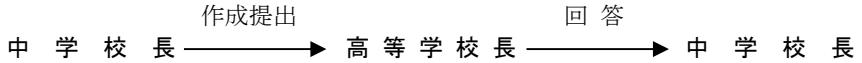
$$a_2 = a_1 + d$$

なお、各学校が定めた学校独自検査の配点は別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

(5) 総合得点表の記入

上記の(2)～(4)により算出した値を、総合得点表の該当する各欄に記入する。

なお、学校独自検査を実施しない学校、学科は、総合得点表の「得点a₁」の欄を「総合得点a₁」とし、「学校独自検査d」の欄及び「総合得点a₂」の欄を設けないものとする。



様式 4

入学者選抜における特別措置実施申請書

(A4判 縦長)

入学者選抜における特別措置実施申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校長 氏名

下記により、入学者選抜における特別措置の実施を申請いたします。

記

1 志願者氏名 _____ 性別 ()

2 出願する選抜

特色化選抜	一般選抜(本検査)	一般選抜(追検査)	欠員補充のための2次募集
海外帰国生徒等特別選抜(本検査)		海外帰国生徒等特別選抜(追検査)	
海外帰国生徒等特別選抜(欠員補充のための2次募集)			通信制の課程の入学者選抜

3 特別措置を必要とする理由

4 実施を希望する特別措置の内容

5 添付書類名

備考

入学者選抜における特別措置を
実施する特別措置の内容

承認いたします。

承認いたしません。

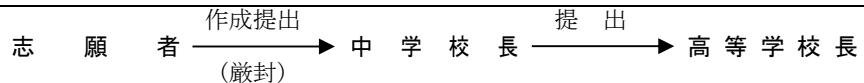
備考

令和 年 月 日

高等学校長 氏名

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
- 2 申請の際は、病気や障害の状況等を客観的に証明できる書類(医師の診断書、障害者手帳の写しなど)を添付すること。
- 3 出願する選抜は、「特色化選抜」、「一般選抜(本検査)」、「一般選抜(追検査)」、「欠員補充のための2次募集」、「海外帰国生徒等特別選抜(本検査)」、「海外帰国生徒等特別選抜(追検査)」、「海外帰国生徒等特別選抜(欠員補充のための2次募集)」、「通信制の課程の入学者選抜」のうちいずれかを○で囲むこと。
なお、本検査において特別措置申請を行っている場合は、改めて追検査において特別措置申請を行う必要はない。
- 4 実施を希望する特別措置の内容は箇条書きで記入すること。
- 5 特色化選抜においては令和7年2月4日(火)午前11時までに、一般選抜(本検査)においては令和7年2月27日(木)午前11時までに、一般選抜(追検査)においては令和7年3月7日(金)午後4時までに、欠員補充のための2次募集においては令和7年3月18日(火)正午までに、通信制の課程の入学者選抜においては令和7年4月2日(水)午後4時までに、海外帰国生徒等特別選抜においては、一般選抜及び欠員補充のための2次募集とそれぞれ同一の期日までに、高等学校長に申請すること。



様式 5

自己申告書

(A4判 縦長)

受検番号
※
番

自己申告書

令和 年 月 日

志願先高等学校長 様

出身中学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 (自署) _____

私は、貴校への入学を志願するにあたり、次のとおり申告します。

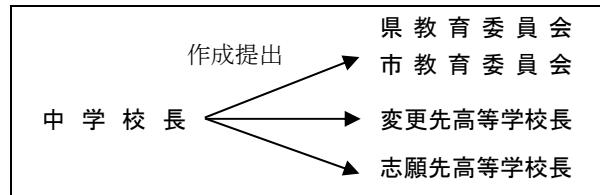
(欠席が多い理由、志望の動機、高校生活への抱負など)

（This large rectangular area contains six horizontal dotted lines for writing responses to the statement above. It is enclosed in a black border along the right side of the page.）

- 注 1 この自己申告書は、原則として志願者本人が記入すること。ただし、特別な理由により、保護者が代筆、加筆した場合は、その旨を記すこと。
 2 保護者氏名欄は、保護者が自署すること。ただし、令和7年4月1日現在で満18歳以上になる志願者については、記入は不要とする。
 3 ※欄は、高等学校で記入する。

◎作成上の注意

本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。



様式 6

佐渡航路欠航による受検会場変更届

(A4判 縦長)

受検会場変更届			
令和 年 月 日			
新潟県教育委員会教育長 様 新潟県立〇〇高等学校長 様 志願先高等学校長 様	中学校長 氏名 _____		
下記の者は、佐渡航路欠航の場合、志願先高等学校で受検できないので、その際は、〇〇高等学校で受検します。			
氏 名	志願先高等学校		
	学 校 名	学 科 名	受 検 番 号

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
 - 2 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県教育委員会教育長」を「新潟市教育委員会教育長」とすること。
 - 3 「〇〇高等学校」の〇〇には、「新潟」、「長岡」、「高田」又は「佐渡」のいずれかを記入する。
 - 4 この届は3部作成し、一般選抜においては、令和7年2月26日(水)から2月28日(金)正午まで、欠員補充のための2次募集においては、土曜日、日曜日を除く令和7年3月14日(金)から3月18日(火)正午までの間に、新潟県教育委員会教育長提出分は新潟県教育庁高等学校教育課長(新潟市教育委員会教育長提出分は新潟市教育委員会学校支援課長)あて、変更先高等学校長あて、及び志願先高等学校長あてにそれぞれ提出すること。
- なお、一般選抜の追検査については、改めてこの届を出す必要はない。

作成提出
中学校長 → 高等学校長

様式 7

一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

_____ 中学校長 氏名 _____

一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願

下記の者は、次の理由により一般選抜(本検査)を欠席しましたので、欠席理由書を提出し、追検査の受検を希望します。

欠席した 検査	学力検査	学校独自検査
課程	全日制	定時制 (分校)
志望学科		
受検番号		
氏名		
欠席理由		

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
- 2 欠席した検査は、「学力検査」、「学校独自検査」のうちいずれか一つ又は両方を○で囲むこと。
- 3 医師の診断書等、理由を証明する書類を添付すること。なお、理由を証明できる書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書(様式自由)を添付すること。
- 4 志望学科は第1志望学科を記入すること。
- 5 この願は、令和7年3月7日(金)午後4時までに、高等学校長に提出すること。
- 6 海外帰国生徒等特別選抜(本検査)についても、本様式を使用すること。その場合、「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

作成提出
中学校長 → 高等学校長

様式 8

学校独自検査(追検査)における欠席理由書

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

_____ 中学校長 氏名 _____

学校独自検査(追検査)における欠席理由書

下記の者は、次の理由により学校独自検査(追検査)を欠席しましたので、欠席理由書を提出します。

課程	全日制	定時制	(分校)
志望学科			
受検番号			
氏名			
欠席理由			

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
- 2 医師の診断書等、理由を証明する書類を添付すること。なお、理由を証明できる書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書(様式自由)を添付すること。
- 3 志望学科は第1志望学科を記入すること。
- 4 この理由書は、令和7年3月11日(火)午後4時までに、高等學校長に提出すること。

作成提出
中学校長 → 高等学校長

様式 9

欠員補充のための2次募集における欠席理由書

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校長 氏名 _____

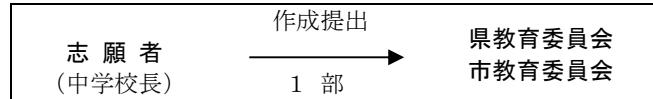
欠員補充のための2次募集における欠席理由書

下記の者は、次の理由により欠員補充のための2次募集を欠席しましたので、欠席理由書を提出し、出願書類による選抜を希望します。

課程	全日制	定時制	(分校)
志望学科			
受検番号			
氏名			
欠席理由			

◎作成及び取扱上の注意

- 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
- 医師の診断書等、理由を証明する書類を添付すること。なお、理由を証明できる書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書(様式自由)を添付すること。
- 志望学科は第1志望学科を記入すること。
- この理由書は、令和7年3月19日(水)午後4時までに、高等学校長に提出すること。
- 海外帰国生徒等特別選抜(欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜)についても、本様式を使用すること。その場合、「欠員補充のための2次募集」を「海外帰国生徒等特別選抜(欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜)」と読み替える。



様式 10

身元引受人依頼・承諾書

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

新潟県教育委員会教育長 様

保護者

住 所 〒 _____

電話番号 _____ () _____

氏 名 _____

志願者

氏 名 _____

上記志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、下記の者に身元引受人を依頼します。

記

身元引受人氏名 _____

志願者との関係 (_____)

上記の志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、責任を持って身元引受人になることを承諾します。なお、志願者が新潟県立高等学校へ進学した場合は、引き続き身元引受人になることをあわせて承諾します。

令和 年 月 日

身元引受人

住 所 〒 _____

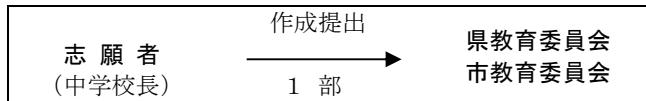
電話番号 _____ () _____

氏 名 _____

印

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
- 2 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。



樣式10-②

海外帰国生徒等特別選抜用

身元引受人依頼・承諾書

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

新潟県教育委員会教育長様

保護者

住 所 〒_____

電話番号

氏名

志願者

氏 名

上記志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、保護者が帰国するまでの間、下記の者に身元引受人を依頼します。

記

志願者との関係 ()

上記の志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、保護者が帰国するまでの間、責任を持って身元引受人になることを承諾します。

令和 年 月 日

身元引受人

住 所 〒

電話番号 _____ ()
氏名 _____ 印

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
2 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。

付 表

1 学科の一覧表

2 新潟県公立高等学校所在地一覧

(付表1)

学 科 の 一 覧 表

(1) 新潟県立高等学校

全日制の課程

学校		学科	
加長	茂長	農岡	業通数通政通業
長長	長長	大向農	業通合通通合業
長長	長長	(注6)業(注7)業	業通合通系
長長	長正	(注7)業(注8)業	門
柏	柏	館尾附崎盤合業	普普創造
柏	柏	谷西出報	地
柏	柏	町海工	商業通合通通數通化業
小小	国	常總工	業通合通通數通化業
六	八	(注8)業	業通合通合產
塩		谷情	通通合
		(注9)町日	業恒井川嶺洋
		海	渡茂合
		日	佐羽佐
		澤商	新糸糸海
		日	高有
		町總	糸糸海
		北	佐羽佐
		田農	佐羽佐
		魚魚	佐羽佐
		川魚	佐羽佐
		白	佐羽佐
		川白	佐羽佐
		(注12)	佐羽佐
			佐羽佐

定期制の課程			
学校		学科	
荒 西 新 長	川 田 江 德	普通(午前部)	普通(午前部)
新 濑 岡	翠 明	普通(午前部)	普通(午前部)
長 岡		普通(夜間部)	
出 堀 十	雲 之 日	普通(午前部)	普通(午前部)
高 佐	田 南	普通(午前部)	普通
(相 川 分 校)		普通(午前部)	

通信制の課程			
学校		学科	
新潟	翠	江	普
高田	南	城	通

(2) 新潟市立高等学校

(二) 新潟市立 全日制の課程

主 口 刃 の 評 価	学 科
学校 万 代	学 科 普 通 英 語 理 数

定時制の課程	
学校	学科
明 鏡	普通(午前部) 普通(夜間部)

※は、一家転住等の特別な理由にかかわらず、県外からの出願を認める学科を表す。

- (注1) 県立新発田南高等学校の機械工学科、建築工学科、土木工学科及び電子情報工学科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、工業科として募集を行う。
- (注2) 県立新発田農業高等学校の生物資源科、食品科学科及び環境科学科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、農業科として募集を行う。
- (注3) 県立新潟工業高等学校のＩＴ工学科、メカトロニクス工学科、建築工学科、都市工学科、環境化学科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、ミライ創造工学科として募集を行う。
- (注4) 県立新潟県央工業高等学校の機械加工科、電子機械科、情報電子科及び建設工学科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、工業科として募集を行う。
- (注5) 県立加茂農林高等学校の生産技術科、環境緑地科、食品技術科及び生物工学科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、農業科として募集を行う。
- (注6) 県立長岡農業高等学校の生産技術科、食品科学科及び生活環境科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、農業科として募集を行う。
- (注7) 県立長岡工業高等学校の機械工学科、電気電子工学科、物質工学科及び産業デザイン科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、工業科として募集を行う。
- (注8) 県立柏崎工業高等学校の機械創造科、電気技術科及び環境化学科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、工業科として募集を行う。
- (注9) 県立国際情報高等学校の国際文化科、情報科学科については、小学科単位での募集は行わず、専門系として募集を行う。
- (注10) 県立高田農業高等学校の生物資源科、食品科学科及び農業土木科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、農業科として募集を行う。
- (注11) 県立上越総合技術高等学校の機械創造工学科、電気情報科、建築環境科及び土木防災科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、工業科として募集を行う。
- (注12) 県立海洋高等学校の水産資源科及び海洋開発科については、小学科単位での募集は行わず、水産科として募集を行う。

(付表2)

新潟県公立高等学校所在地一覧

新潟県立高等学校

※令和7年度入学生の募集を行う高等学校

番	高等学校名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	URL
1	村上高等学校	958-0854	村上市田端町7番地12号	0254-53-2109	http://www.murakami-h.nein.ed.jp/
2	村上桜ヶ丘高等学校	958-0856	村上市飯野桜ヶ丘10番25号	0254-52-5201	http://www.sakuragaoka-h.nein.ed.jp/
3	荒川高等学校	959-3194	村上市坂町2616番地4	0254-62-2503	http://www.arakawa-h.nein.ed.jp/
4	中条高等学校	959-2643	胎内市東本町19番1号	0254-43-2047	http://www.nakajo-h.nein.ed.jp/
5	新発田高等学校	957-8555	新発田市豊町3丁目7番6号	0254-22-2008	http://www.shibata-h.nein.ed.jp/
6	西新発田高等学校	957-8522	新発田市西園町3丁目1番2号	0254-22-2009	http://www.nishishibata-h.nein.ed.jp/
7	新発田南高等学校	957-8567	新発田市大栄町3丁目6番6号	0254-22-2178	http://www.shibatami-h.nein.ed.jp/
8	新発田農業高等学校	957-8502	新発田市大栄町6丁目4番23号	0254-22-2303	http://www.shibatan-h.nein.ed.jp/
9	新発田商業高等学校	957-8558	新発田市板敷521番地1	0254-26-1388	http://www.shibatas-h.nein.ed.jp/
10	阿賀野高等学校	959-2032	阿賀野市学校町3番9号	0250-62-2049	http://www.agano-h.nein.ed.jp/
11	豊栄高等学校	950-3343	新潟市北区上土地龜大曲761	025-387-2761	http://www.toyosaka-h.nein.ed.jp/
12	新潟高等学校	951-8127	新潟市中央区関屋下川原町2丁目635番地	025-266-2131	http://www.niigata-h.nein.ed.jp/
13	新潟中央高等学校	951-8126	新潟市中央区学校町通2番町5317番地の1	025-229-2191	http://www.niigatachuo-h.nein.ed.jp/
14	新潟南高等学校	950-0994	新潟市中央区上所1丁目3番1号	025-247-3331	http://www.niigatami-h.nein.ed.jp/
15	新潟江南高等学校	950-0948	新潟市中央区女池南3丁目6番1号	025-283-0326	http://www.niigatakowan-h.nein.ed.jp/
16	新潟西高等学校	950-2157	新潟市西区内野西が丘3丁目24番1号	025-262-1561	http://www.niigatani-h.nein.ed.jp/
17	新潟東高等学校	950-8639	新潟市東区小金町2丁目6番1号	025-271-7055	http://www.niigatahi-h.nein.ed.jp/
18	新潟北高等学校	950-0804	新潟市東区本所847番地の1	025-271-1281	http://www.niigataki-h.nein.ed.jp/
19	新潟工業高等学校	950-2024	新潟市西区小新西1丁目5番1号	025-266-1101	http://www.niigatak-h.nein.ed.jp/
20	新潟商業高等学校	951-8131	新潟市中央区白山浦2丁目68番地2	025-266-0101	http://www.niigatas-h.nein.ed.jp/
21	新潟向陽高等学校	950-0121	新潟市江南区龜田向陽4丁目3番1号	025-382-3221	http://www.niigatakoyo-h.nein.ed.jp/
22	巻高等学校	953-0044	新潟市西蒲区巻乙30番地1	0256-72-2351	http://www.maki-h.nein.ed.jp/
23	巻総合高等学校	953-0041	新潟市西蒲区巻甲4295の1	0256-72-3261	http://www.makisou-h.nein.ed.jp/
24	新津高等学校	956-0832	新潟市秋葉区秋葉1丁目19番1号	0250-22-1920	http://www.niitsu-h.nein.ed.jp/
25	新津工業高等学校	956-0816	新潟市秋葉区新津東町1丁目12番9号	0250-22-3441	http://www.niitsuk-h.nein.ed.jp/
26	新津南高等学校	956-0113	新潟市秋葉区矢代田3200番地1	0250-38-2912	http://www.niitsumi-h.nein.ed.jp/
27	新潟翠江高等学校	950-1112	新潟市西区金巻1657番地	025-377-2175	http://www.niigatasuikou-h.nein.ed.jp/
28	白根高等学校	950-1214	新潟市南区上下諏訪木1214	025-372-2185	http://www.shirone-h.nein.ed.jp/
29	五泉高等学校	959-1861	五泉市栗島1番23号	0250-43-3314	http://www.gosen-h.nein.ed.jp/
30	村松高等学校	959-1704	五泉市村松甲5545番地	0250-58-6003	http://www.muramatsu-h.nein.ed.jp/
31	阿賀黎明高等学校	959-4402	東蒲原郡阿賀町津川361番地1	0254-92-2650	http://www.agareimei-h.nein.ed.jp/
32	三条高等学校	955-0803	三条市月岡1丁目2番1号	0256-35-5500	http://www.sanjou-h.nein.ed.jp/
33	三条東高等学校	955-0053	三条市北入蔵2丁目9番36号	0256-38-6461	http://www.sanjouhi-h.nein.ed.jp/
34	新潟県央工業高等学校	955-0823	三条市東本成寺13番1号	0256-32-5251	http://www.niigatakenohk-h.nein.ed.jp/
35	三条商業高等学校	955-0044	三条市田島2丁目24番8号	0256-33-2631	http://www.sanjous-h.nein.ed.jp/
36	吉田高等学校	959-0265	燕市吉田東町16番1号	0256-93-3225	http://www.yoshida-h.nein.ed.jp/
37	分水高等学校	959-0113	燕市笈ヶ島104番地の4	0256-98-2191	http://www.bunsui-h.nein.ed.jp/
38	加茂高等学校	959-1313	加茂市幸町1丁目17番13号	0256-52-2030	http://www.kamo-h.nein.ed.jp/
39	加茂農林高等学校	959-1325	加茂市神明町2丁目15番5号	0256-52-3115	http://www.kamonorin.net/
40	長岡高等学校	940-0041	長岡市学校町3丁目14番1号	0258-32-0072	http://www.nagaoka-h.nein.ed.jp/
41	長岡大手高等学校	940-0857	長岡市沖田2丁目357番地	0258-32-0096	http://www.nagaokaohote-h.nein.ed.jp/
42	長岡向陵高等学校	940-2184	長岡市喜多町字川原1030番地1	0258-29-1300	http://www.nagaokakoryo-h.nein.ed.jp/
43	長岡明徳高等学校	940-0093	長岡市水道町3丁目5番1号	0258-33-5821	http://www.nagaokameitoku-h.nein.ed.jp/
44	長岡農業高等学校	940-1198	長岡市曲新町3丁目13番1号	0258-37-2266	http://www.nagaokan-h.nein.ed.jp/
45	長岡工業高等学校	940-0084	長岡市幸町2丁目7番70号	0258-35-1976	http://www.nagaokak-h.nein.ed.jp/

番	高等学校名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	URL
46	長岡商業高等学校	940-0817	長岡市西片貝町字大木1726	0258-35-1502	http://www.nagaokas-h.nein.ed.jp/
47	正徳館高等学校	940-2401	長岡市与板町東与板173番地	0258-72-3121	http://www.shotokukan-h.nein.ed.jp/
48	栃尾高等学校	940-0293	長岡市金沢1丁目2番1号	0258-52-4155	http://www.tochio-h.nein.ed.jp/
49	見附高等学校	954-0051	見附市本所1丁目20番6号	0258-62-0080	http://www.mitsuke-h.nein.ed.jp/
50	出雲崎高等学校	949-4352	三島郡出雲崎町大字大門71番地	0258-78-3125	http://www.izumozaki-h.nein.ed.jp/
51	柏崎高等学校	945-0065	柏崎市学校町4番1号	0257-22-4195	http://www.kashiwazaki-h.nein.ed.jp/
52	柏崎常盤高等学校	945-0047	柏崎市比角1丁目5番57号	0257-23-6205	http://www.kashiwazakitokiwa-h.nein.ed.jp/
53	柏崎総合高等学校	945-0826	柏崎市元城町1番1号	0257-22-5288	http://www.kashiwazakisou-h.nein.ed.jp/
54	柏崎工業高等学校	945-0061	柏崎市栄町5番16号	0257-22-5178	http://www.kashiwazakik-h.nein.ed.jp/
55	小千谷高等学校	947-0005	小千谷市旭町7番1号	0258-83-2262	http://www.ojiya-h.nein.ed.jp/
56	小千谷西高等学校	947-0028	小千谷市城内3丁目3番11号	0258-82-4335	http://www.ojiyani-h.nein.ed.jp/
57	堀之内高等学校	949-7413	魚沼市堀之内3720番地	025-794-3317	http://www.horinouchi-h.nein.ed.jp/
58	小出高等学校	946-0043	魚沼市青島810番地4	025-792-0220	http://www.koide-h.nein.ed.jp/
59	国際情報高等学校	949-7302	南魚沼市浦佐5664番地1	025-777-5355	http://www.kokusajouhou-h.nein.ed.jp/
60	六日町高等学校	949-6681	南魚沼市余川1380番地2	025-772-3224	https://rokko.muikamachi-hs.jp/
61	八海高等学校	949-6681	南魚沼市余川1276	025-772-3281	http://www.hakkai-h.nein.ed.jp/
62	塩沢商工高等学校	949-6433	南魚沼市泉盛寺701番地1	025-782-1111	http://www.shiozawasyoko-h.nein.ed.jp/
63	十日町高等学校	948-0083	十日町市本町西1丁目203	025-752-3575	http://www.tookamachi-h.nein.ed.jp/
64	十日町総合高等学校	948-0055	十日町市高山4丁目461番地	025-752-3186	http://www.tookamachisou-h.nein.ed.jp/
65	松代高等学校	942-1526	十日町市松代4003番地1	025-597-2064	http://www.matsudai-h.nein.ed.jp/
66	高田高等学校	943-8515	上越市南城町3丁目5番5号	025-526-2325	http://www.takada-h.nein.ed.jp/
67	高田北城高等学校	943-8525	上越市北城町2丁目8番1号	025-522-1164	http://www.takadaktsr-h.nein.ed.jp/
68	高田南城高等学校	943-0837	上越市南城町3丁目3番8号	025-523-7672	http://www.takadammsr-h.nein.ed.jp/
69	高田農業高等学校	943-0836	上越市東城町1丁目4番の41	025-524-2260	http://www.takadan-h.nein.ed.jp/
70	上越総合技術高等学校	943-8503	上越市本城町3番1号	025-525-1160	http://www.jouetsusougi-h.nein.ed.jp/
71	高田商業高等学校	943-8550	上越市大字中田原90番地1	025-523-2271	http://www.takadas-h.nein.ed.jp/
72	有恒高等学校	944-0131	上越市板倉区針583番地の3	0255-78-2003	http://www.yuukou-h.nein.ed.jp/
73	新井高等学校	944-0031	妙高市田町1丁目10番1号	0255-72-4151	http://www.arai-h.nein.ed.jp/
74	糸魚川高等学校	941-0047	糸魚川市大字平牛248番地2	025-552-0004	http://www.itoigawa-h.nein.ed.jp/
75	糸魚川白嶺高等学校	941-0063	糸魚川市清崎9番1号	025-552-0046	http://www.itoigawahakurei-h.nein.ed.jp/
76	海洋高等学校	949-1352	糸魚川市大字能生3040番地	025-566-3155	http://www.kaiyou-h.nein.ed.jp/
77	佐渡高等学校	952-1322	佐渡市石田567番地	0259-57-2155	http://www.sado-h.nein.ed.jp/
	佐渡高等学校相川分校	952-1501	佐渡市下相川162番地	0259-74-3257	http://www.sadoai-h.nein.ed.jp/
78	羽茂高等学校	952-0504	佐渡市羽茂本郷410番地	0259-88-3155	http://www.hamochi-h.nein.ed.jp/
79	佐渡総合高等学校	952-0202	佐渡市栗野江377番地1	0259-66-3158	http://www.sadosou-h.nein.ed.jp/

新潟市立高等学校

番	高等学校名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	URL
1	万代高等学校	950-8666	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	025-241-0193	https://bandai-h.city-niigata.ed.jp/
2	明鏡高等学校	950-0075	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	025-246-3535	https://niigata-meikyo.city-niigata.ed.jp/



新潟県

問合せ先

○新潟県立高等学校に関する事項について

新潟県教育庁高等学校教育課指導第1係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025(285)5511

内 線 3882

FAX 025(285)7998

ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>



○新潟市立高等学校に関する事項について

新潟市教育委員会学校支援課教育課程班

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

TEL 025(228)1000

内 線 33263

FAX 025(226)0073

ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/>

